

令和2年第7回定例会

階上町議会会議録

令和2年12月 8日 開会

令和2年12月11日 閉会

階上町議会

令和2年第7回階上町議会定例会 会議録目次

○第1号 12月8日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
陳情第1号議題、委員会付託	7
休会期間の決定	7
散会の宣告	8

○第2号 12月10日（木曜日）

議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9
説明のため出席した者の職氏名	10
職務のため出席した者の職氏名	10
開議の宣告	11
一般質問	11
長根岩夫君	11
大下修君	22
寅谷正君	34
散会の宣告	47

○第3号 12月11日（金曜日）

議事日程	4 8
本日の会議に付した事件	4 9
出席議員	4 9
欠席議員	4 9
説明のため出席した者の職氏名	4 9
職務のため出席した者の職氏名	5 0
開議の宣告	5 1
会議録署名議員の指名	5 1
議案第 1 号議題、質疑、討論、採決	5 1
議案第 2 号議題、質疑、討論、採決	5 2
議案第 3 号議題、質疑、討論、採決	5 2
議案第 4 号議題、質疑、討論、採決	5 3
議案第 5 号議題、質疑、討論、採決	5 3
議案第 6 号議題、質疑、討論、採決	5 4
議案第 7 号議題、質疑、討論、採決	5 5
議案第 8 号議題、質疑、討論、採決	5 5
議案第 9 号及び議案第 1 1 号一括議題、質疑、討論、採決	6 5
議案第 1 0 号及び議案第 1 2 号一括議題、質疑、討論、採決	6 6
議案第 1 3 号議題、質疑、討論、採決	7 0
陳情第 1 号議題、委員長報告、質疑、討論、採決	7 2
議会案第 1 号議題、質疑、討論、採決	7 3
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	7 4
町長挨拶	7 4
閉会の宣告	7 5
署名議員	7 6

令和2年第7回階上町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和2年12月8日(火曜日)

令和2年第7回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和2年12月8日 午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 陳情第1号 「学校給食の無償化」をもとめる陳情

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	下 沢 育 男 君	2番	寅 谷 正 君
3番	荒 谷 憲 輝 君	4番	大 下 修 君
5番	小 松 雅 彦 君	6番	上 道 二 三 男 君
7番	長 根 岩 夫 君	8番	森 榮 吉 君
9番	濱 谷 貴 樹 君	10番	松 尾 國 治 君
11番	百 目 木 和 俊 君	12番	大 江 和 夫 君
13番	郷 州 公 典 君	14番	林 貢 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浜谷豊美君	副町長	沼沢範雄君
教育長	丸岡博君	総務課長	野沢雅浩君
総合政策課長	濱浦幸夫君	税務課長	佐京実君
町民生活課長	日影百合子君	健康福祉課長	長根清子君
産業振興課長	引敷林広貴君	建設課長	上静志君
教育課長	濱浦孝子君	会計管理者	澤田充君
農業委員会 事務局長	地代所誠君	代表監査委員	三上孝八君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西山圭一君	庶務 G L	下平有香君
総務課主査	花生智紀君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（林貢君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、令和 2 年第 7 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林貢君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、12 番 大江和夫君、13 番 郷州公典君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林貢君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 11 日までの 4 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日から 12 月 11 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（林貢君） 日程第3、この際、議案第1号 階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての件から、議案第13号はしかみハマの駅あるでい～ばに係る指定管理者の指定についての件まで、13件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

○町長（浜谷豊美君） おはようございます。本日ここに、令和2年第7回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます、審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号 階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、町村議会議員及び町村長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について、選挙公営の対象とすることができるものとされたことから、階上町議会議員及び階上町長の選挙における立候補に係る環境の改善を目的とし、所要事項を定めるため提案するものであります。

議案第2号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町都市計画マスタープラン等策定協議会に関し、必要事項を定めるため提案するものであります。

議案第3号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要

の改正を行うため提案するものであります。

議案第 4 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第 5 号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、乳幼児医療費の給付に関して、保護者の所得制限を廃止することに伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 6 号 階上町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、子ども医療費の給付に関して、保護者の所得制限を廃止することに伴い、所要の改正をするため提案するものであります。

議案第 7 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正による個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得基準を改めるため、提案するものであります。

議案第 8 号 令和 2 年度階上町一般会計補正予算（第 5 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 2,424 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 77 億 2,171 万 8 千円とするものです。

第 1 表 歳入歳出予算補正の主なものについて、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、地方交付税 1 億 2,655 万 4 千円、諸収入 2,237 万 4 千円等を追加し、繰入金 1 億 6,541 万 3 千円等を減額するものであります。

歳出につきましては、民生費 1,087 万 1 千円、予備費 3,420 万 2 千円を追加し、農林水産業費 1,324 万 1 千円、教育費 3,096 万 3 千円等を減額するものであります。

今回の主な補正内容としましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い中止となった事業に係る経費及び工事請負費等の入札残を減額し、更に、交付決定による地方交付税等の追加に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

歳出の追加につきましては、給付対象者の増加による更生医療給付費等の扶助費に係る経費として 745 万 8 千円、来年度から赤保内小学校において、通級指導教室を開設するための教室整備等に係る経費として 200 万 5 千円等を追加しております。

議案第 9 号 令和 2 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 6 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 15 億 6,833 万 1 千円とするものであります。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 57 万 7 千円を減額し、県支出金 64 万 5 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、予備費 142 万 5 千円を減額し、総務費 60 万 4 千円、保険給付費 64 万 5 千円等を追加するものであります。

議案第 10 号 令和 2 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 13 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 5,482 万 3 千円とするものであります。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 126 万 8 千円を減額し、繰越金 113 万 4 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、施設管理費 13 万 4 千円を減額するものであります。

議案第 11 号 令和 2 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 273 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 13 億 7,979 万 4 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、国庫支出金 149 万 8 千円、繰入金 124 万 1 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費 273 万 9 千円を追加するものであります。

議案第 12 号 令和 2 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 51 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 2,889 万円とするものであります。

第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 712 万 8 千円を減額し、繰越金 293 万 8 千円 等を追加するものであります。

歳出につきましては、施設管理費 51 万円を追加するものであります。

次に、第 2 表 地方債補正であります。これは事業費変更に伴う、既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第 13 号 はしかみハマの駅あるでい～ばに係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

本案は、はしかみハマの駅あるでい～ばの指定管理の協定が、令和 3 年 3 月 31 日

で満了となることから、はしかみハマの駅あるでい～ばの指定管理者を指定するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。(町長降壇)

○議長(林貢君) これをもって提案理由の説明を終わります。

◎陳情第1号議題、委員会付託

○議長(林貢君) 日程第4、陳情第1号 「学校給食の無償化」をもとめる陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております陳情の件については、会議規則第92条の規定により、教育民生常任委員会に、付託いたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号の件は、教育民生常任委員会に付託することに、決定いたしました。

◎休会期間の決定

○議長(林貢君) お諮りいたします。

議事の都合により、12月9日は休会といたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、12月9日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（林貢君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、12月10日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午前10時15分）

令和2年第7回階上町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和2年12月10日(木曜日)

令和2年第7回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和2年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 7番 長根 岩夫君 (1)太陽光発電の設置基準について
(2)道仏小学校スクールバス運行等について
(3)町営合葬墓の整備について
- 4番 大下 修君 (1)浜活プラン（ハマの駅）について
- 2番 寅谷 正君 (1)予約型乗合タクシーの導入検討について
(2)「役場本庁舎」と「ハマの駅あるでい〜ば」での職員の勤務実態について
(3)階上町教育委員会の教育行政姿勢について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 下 沢 育 男 君	2番 寅 谷 正 君
3番 荒 谷 憲 輝 君	4番 大 下 修 君
5番 小 松 雅 彦 君	6番 上 道 二 三 男 君
7番 長 根 岩 夫 君	8番 森 榮 吉 君
9番 濱 谷 貴 樹 君	10番 松 尾 國 治 君
11番 百 目 木 和 俊 君	12番 大 江 和 夫 君
14番 林 貢 君	

欠席議員（1名）

13番 郷 州 公 典 君

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	丸 岡 博 君	総 務 課 長	野 沢 雅 浩 君
総合政策課長	濱 浦 幸 夫 君	税 務 課 長	佐 京 実 君
町民生活課長	日 影 百合子 君	健康福祉課長	長 根 清 子 君
産業振興課長	引 敷 林 広 貴 君	建 設 課 長	上 静 志 君
教 育 課 長	濱 浦 孝 子 君	会 計 管 理 者	澤 田 充 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	地 代 所 誠 君	代 表 監 査 委 員	三 上 孝 八 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	西 山 圭 一 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総務課主査	花 生 智 紀 君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（林貢君） ただいまの出席議員は 13 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（林貢君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

7 番、長根岩夫君の質問を許します。

- 7 番（長根岩夫君） ハイ、議長。

- 議長（林貢君） 7 番、長根岩夫君。

- 7 番（長根岩夫君） ハイ、7 番、長根です。（長根議員登壇）

おはようございます。12 月定例会に質問の機会をいただきましてありがとうございます。7 番、長根岩夫であります。

この度は新型コロナウイルスの感染が拡大し、全国では 17 万人を超える方々が感染されているということでもあります。心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

また、今日現在 2,500 人の方がお亡くなりになられたという報道がございました。改めて衷心よりご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

さて、本会においては町民の皆様の思いを議題として取り上げ、さらには施策としてご提案を申し上げ、ご検討をいただくことで町の発展の一助になればとご期待を申し上げ質問に入らせていただきます。

初めに太陽光発電の設置基準について、質問をさせていただきます。

近年、地球にやさしい発電システムとして太陽光発電や風力発電システム等が開発され、さらには FIT 法と呼ばれる固定価格買取制度が設けられたことにより、当町においても至る所で太陽光発電装置の設置が見受けられます。固定資産税の課税対象として、町の貴重な財源にもなっているということでもあります。しかしながら、これらの発電システムの設置については、生活環境上の問題から規制をしている自治体もあると聞いておりました。

まず、太陽光発電のソーラーパネルについては、住居地域における「まぶしさ」の問題や三陸復興国立公園としての景観の問題。また、他町の事例ではありますが、急傾斜地へのパネル設置による土砂の崩落問題などもあると聞いておりました。

このようなことから、当町においても一定の制限を設け、ソーラーパネルの設置を抑制する区域を設ける検討も必要ではないかと思っておりました。

当町のこれまでの指導、あるいは設置状況等から太陽光発電の設置基準について、お考えを伺っておきたいと思えます。

2つ目に風力発電装置の設置について、伺います。

当町でも、岩手県境の付近に風力発電装置が設置をされておりますが、住宅との距離が近過ぎることから、騒音レベルの問題や倒壊の危険性があり、以前に担当課のほうに規制が必要ではないかということでお話をさせていただきました。

現在は住宅から 300m以上の距離をとるよう規制していると伺っておりましたが、当町における風力発電に係る設置基準及び規制内容等について、改めてお伺いをいたします。

次に、道仏小学校のスクールバス運行等についてお伺いをさせていただきます。

コロナ禍の中、東部小学校統合に伴う閉校式については、大蛇小学校並びに小舟渡小学校とも規模を縮小しながらも滞りなく執り行うことができたのではないかと感じておりました。

来年4月には、新たな形で道仏小学校がスタートするわけではありますが、大蛇地区、小舟渡地区からの児童の通学にはスクールバスを運行することになっておりますが、改めてその詳細について確認をさせていただき、ご父兄や地域の皆様にお知らせできればとお伺いをさせていただきます。

1つ目に朝夕のスクールバスの運行便数と、送迎時の駐車場所についてはどのような計画となっているのかお伺いをいたします。

2つ目にスクールバスの運賃は無償となるかと思いますが、土日を含む学校の催事に伴う児童の通学用として、町の循環バス等の利用は考えられているのか伺います。

3つ目に今年度予算で小学校用地を購入するという事になっておりますが、駐

車場のスペースは十分確保されているのか、また、駐車場内においてご父兄の送迎車両が周回できるような順路は示されることになるのか伺っておきたいと思いをします。

次に、町営の合葬墓等について質問をさせていただきます。

少子高齢化が進み、2025年には団塊の世代も後期高齢者となるわけですが、この階上町を安住の地として移住された方々も多くおられるのではないかと考えておりました。またその中でも、墓地を所有されていない方々も多くいらっしゃるのではないかと考えております。

近年は、各自治体でも従来の墓地と違う形での合葬墓が整備されております。自分自身で埋葬の予約ができることや葬儀とともに永代供養を行い、納骨ができるという制度でもあります。費用もおおむね7万円以下となっており、これからの時代を反映したものであるようにも考えておりました。

八戸市では平成31年の2月に合葬墓を整備するとしており、事業に着手しておりますが、申し込みについては八戸市内在住の方に限るということでございました。

先の9月定例会では、少子高齢化となる移住定住促進事業を取り上げさせていただきましたが、移住者の人数は78人ということであり、施策として大きな成果を上げていると考えております。

人生の終焉を迎え、この階上の地に身を納めることを考える移住者の方々にとしましては、ご自身の最後の整理として合葬墓があること自体に安心を覚えるものであり、移住者には優しい要件の一つとして提供できる施策でもあるように思います。

当町には公営の墓地はないわけですが、これからの葬儀については宗教の自由のほか、無宗教とする方も増える傾向にあるかと思いをします。お寺さんに頼らず家族だけでお見送りをするという方法も増えてくると思われます。

今後においては、このような形態の墓地が求められる時代になるのではないかと思いをしますが、高齢者の方々の思いを組む施策として町営の合葬墓についてご検討をする考えはないか伺いをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。(長根議員降壇)

○町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長（浜谷豊美君） それでは、長根議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の太陽光発電等の設置基準についての件ですが、太陽光発電装置の設置につきましましては、これまでも庁舎内の各所属において、「開発行為、農地転

用、林地開発、文化財保護」等について、発電事業者からの問合せがある都度、既存の手続等における対応をしてきたところであります。

本町における設置状況につきましては、固定資産税における太陽光発電の設備と土地に関連する税収が増加していることから分かるように、現在も一定数が設置されている状況が続いております。

今後におきましては、電力の買取価格の低減によって、設置数がどの程度増減するかは見通しが立たないところではあります。環境省が令和2年3月に策定した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」では、これまで資源エネルギー庁の基準の対象となっていないものや、小規模な事業まで規制対象としていることから、今後の発電事業者の設置の流れにも影響する可能性があると思います。

現在、本町には、町独自の設置基準を示すガイドラインはございませんが、今後は、環境省等のガイドラインに沿った発電事業者の状況を捉え、さらに青森県や近隣市町村の動向を注視し、町民の生活環境や景観に配慮していくことを念頭におきながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、風力発電装置の設置についてであります。近年、近隣市町村において風力発電施設の建設が見受けられ、本町においても数基設置されております。

風力発電施設は、太陽光発電装置と比較し、倒壊等による事故が多く、ブレード回転による騒音も懸念されることから、平成30年6月に「階上町風力発電施設等設置に関するガイドライン」を制定したところであります。

このガイドラインでは、議員ご案内のとおり、住宅等から300m以上離れることや、騒音等については環境省の指針を遵守することなど、建設等に当たっての基準を規定しており、さらに、町や近隣住民への事業説明についても規定しているものとなっております。

なお、太陽光発電に関する国等の動向や制度的な部分につきましては、担当課長より答弁させます。

次に、2点目の道仏小学校スクールバス運行等についての件であります。教育委員会で所管しておりますので、後ほど、教育長より答弁させます。

次に、3点目の町営合葬墓の整備についての件であります。議員ご案内のとおり、本町には公営の墓地はありませんが、主に4か所の寺院が管理している墓地と地域の共同墓地において、それぞれ墓を建てて納骨しているのが現状でございます。

八戸市では、来年度以降の共用開始に向けて、八戸東霊園内に、モニュメント式の合葬墓の整備を進めていると伺っております。

一般的に合葬墓を要望する主な理由として、お墓を引き継ぐ後継者がいない場合や、子どもに迷惑をかけたくないという親の立場での考え、また、墓を設置・管理

するための費用面などの事情によるものが多いと認識しております。

本町においては、墓に関する相談等は年間数件ございますが、その相談内容としては、墓地購入、永代供養墓、墓の改葬等が主なもので、これまで個別での対応ができていたところでもあります。

そのような状況の中、議員ご提案の合葬墓に関しては、今の段階では検討には至っていないところでもあります。

しかしながら、墓地に対する不安や納骨の方法が多岐にわたってきている状況を踏まえ、将来的には社会情勢や生活環境の変化等を考慮しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

○教育長(丸岡博君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 教育長、丸岡博君。(教育長起立)

○教育長(丸岡博君) それでは、長根議員のご質問にお答えいたします。

私からは2点目の道仏小学校スクールバス運行等についての件につきまして、お答えいたします。

初めに朝夕のスクールバスの運行便数につきましては、朝は大蛇方面と小舟渡方面から各1回ずつ運行いたします。夕方は学年によって終業時刻が異なりますので、各方面に1回目低学年、2回目高学年と2回運行の予定で計画しております。

バスの乗降場所につきましては、コミュニティバスのバス停を予定しております。バス停の無い所につきましては、沿線の民家や屯所、商店前を予定しております。バス停間の距離は、大蛇方面は300mから1.7kmとしており、小舟渡方面は400mから800mとしております。

次に土日の学校催事に伴う通学用としての町の循環バス利用につきましては、現在日曜日・祝日におけるコミュニティバスは運休となっておりますので、利用することは難しいと考えております。なお、平日の利用につきましても、登校時は時刻的に利用することが可能ですが、下校時は時刻が合いませんので平日のコミュニティバスの利用も難しい状況であります。

次に駐車場のスペース及び送迎者の順路表示につきましては、スクールバス2台が転回できるスペースを確保するとともに、送迎車の順路を示しながら、バスと送迎車との流れを明確にし、学校関係者とも協議しながら事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(教育長着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 総合政策課長、濱浦幸夫君。(総合政策課長起立)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) それでは、長根議員のご質問について、私のほうからは、1点目の太陽光発電等の設置基準についての件の太陽光発電装置の設置に係る国や県の動向や制度的な部分について、お答えいたします。

議員ご案内のとおり、国の「固定価格買取制度」が創設されて以来、太陽光、風力、水力等の再生可能エネルギーによる発電の導入は着実に進んでおり、国の基本計画として、平成30年度の発電電力量のうち再生可能エネルギーの割合が17%だったものを、令和12年度には22%から24%程度を目指すこととしております。

また、青森県では、平成28年3月に「青森県エネルギー産業振興戦略」を策定し、この戦略の中で、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの割合を令和12年度には38.6%程度に見込んでおります。

このように、国や県においても再生可能エネルギーの導入を促進していく姿勢を示しており、地球温暖化対策や新規事業の導入による経済対策としても位置付けているところであります。

しかしながら、固定価格買取制度創設以来、新規参入した発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始する事業者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が取られない場合や、防災・環境上の懸念等をめぐり、地域住民との関係が悪化するなど、種々の問題が顕在化しているのも事実でございます。

この問題に対応するため、資源エネルギー庁では平成29年3月に「太陽光発電用の事業計画策定ガイドライン」を作成し、このガイドラインに沿った事業計画の策定を発電事業者に求めることとなっております。

さらに環境省では、大規模な太陽光発電施設による地域の自然環境、生活環境や景観への影響について懸念されるケースが見受けられるとして、平成28年4月に「太陽光発電事業の環境保全対策に関する自治体の取組事例集」を作成し、地方公共団体における「環境影響評価条例」の活用や、既存の自然環境・景観・開発などの条例等に基づく取り扱い、またガイドライン等の取り扱いを紹介しております。

そして、地方公共団体の「環境影響評価条例」の対象ともならないような小規模の事業であっても、環境に配慮し地域との共生は必要であるとして、令和2年3月

には「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を作成し、地方公共団体や発電事業者へ周知がなされております。

町長の答弁にもございましたとおり、本町としましては、国、県、近隣市町村の動向を把握して、町民の方々の生活環境と景観の保全に配慮し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) 7番、長根です。

ご丁寧なご答弁をありがとうございました。

少し加えて質問させていただきますが、先ほどのご答弁では太陽光発電の規制について、環境省のガイドラインにより環境や景観に配慮して、また対応し、風力発電については、町の制定した「風力発電施設等設置に関するガイドライン」を作成しており、これにより対処するというものでございました。

また、国、県においても再生エネルギーを利用した発電事業を促進するというものでございました。

それでは、次の質問に入らせていただきますが、以前にソーラーパネルの耐用年数について、八戸市のほうで実証実験をしておりました。その担当から伺ったことがございましたが、早いものは5年で壊れるとしておりました。おおむね耐用年数は15年くらいではないのかなあということをお伺いしておりました。

製品でありますので、いつかは壊れ機能しなくなります。現在契約をしている設備会社等が将来とも存続をするという保証はないわけでありますので、場合によっては土地の所有者が撤去しなければならない状況が考えられます。現在も土地借用の勧誘が盛んに行われておりますが、将来的にはこれら発電設備の残骸が取り残される心配もあるように思います。いわば、産業廃棄物の放置となり得ることでありますので、様々な弊害が予想されます。

そのためにも、対応を考えておく必要があるのではないかと考えておりました。

町ではどのような指導方法等を考えているのか、伺っておきたいと思っております。

道仏小学校のスクールバス等の運行についてであります。大蛇、小舟渡方面とも各々1台のバスを使用し、登下校をするということで、特に帰宅時においては低学年と高学年に分けて、お送りをするというものであります。

スクールバスの運行では、児童の送迎に対してその子ども達の確認の方法が一番大事なことはないかと思っておりました。学校において帰宅時の児童の確認は、どのようになされるのか、また学校と父兄の連絡体制についても確認をさせていただきます。

現状の駐車場では、何台の車が果たして駐車が可能か併せて確認をさせていただきたいと思います。また、駐車場としてぬかるむことがないように砕石舗装、あるいはできれば、アスファルト舗装などの整備についてもご検討をされるよう希望しておきたいと思います。

町営の合葬墓についてであります。社会情勢等を考慮しながら検討をされるとうございまして。当然のことながら、合葬墓は1つのお墓に多くの方々の遺骨を納める方式のものであります。よって、整備面積は小さく駐車場を含めても、その費用はかなり低価格でできるのではないかと考えられます。

県内では、弘前市がいち早く実施をしておりました。霊園の永代使用料は1体6万円と聞いております。現在年間では、60体ほどの受け付けがあるということでございます。

町営墓地とするには、整備費用も当然掛かることではあります。将来に向けてしっかりとした計画を立て、検討を始める機会ではないかと考え、質問をさせていただいた次第であります。

町営での墓地整備とした場合では、どのような関係省庁との調整が必要になるのか。主な内容とともに確認をさせていただきたいと思います。

お願いいたします。(長根議員着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 総合政策課長、濱浦幸夫君。(総合政策課長起立)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) それでは、長根議員の太陽光発電等の設置基準についての再質問にお答えいたします。

資源エネルギー庁に対して事業者が提出する事業計画書の中には、設備の廃棄についての記載が必要でございます。

また、廃棄する際に必要となる経費についても積立金総額と毎月の積立額を明らかにした上で事業計画を策定することとなっております。

さらに、事業者は毎年1回運転費用報告が義務付けられております。

そして、環境省では設備の解体撤去等のリサイクルを含む適切な処理についての

ガイドラインを作成しております。

このことから、国では事業者の役割や手続き等を示しており、廃棄までは国の制度の中で明確にされていると認識しているところでありますので、現在町として具体的な指導は考えていないところでございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 教育課長、濱浦孝子さん。(教育課長起立)

○教育課長(濱浦孝子君) それでは私のほうからは、道仏小学校のスクールバスの件についてお答えいたします。

学校におけるの帰宅時の確認につきましては、現在赤保内小学校で行っているように学校のバス停から出発するまでを見守ることとしております。

また、父兄から確認の電話等があれば学校では対応可能としております。

駐車台数でございますが、バスが停車していない状態ですと普通乗用車で60台程度駐車できると認識しております。

以上でございます。(教育課長着席)

○町民生活課長(日影百合子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 町民生活課長、日影百合子さん。(町民生活課長起立)

○町民生活課長(日影百合子君) ハイ、それでは私のほうからは合葬墓についてお答えいたしたいと思っております。

まず初めに費用面についてでございますが、合葬墓のスタイルにつきましては、1つの納骨堂に骨をあけて合葬するものや個別に納骨堂を設け一定期間そこで納骨をして、供養した後合葬するなどの様々なスタイルがございます。

整備規模によって大きく差がありますし、基本計画を策定し進めていくこととなりますので、費用面の算出は大変難しいと考えております。

また墓地整備に係る許可についてでございますが、墓地の経営許可につきましては墓地、埋葬等に関する法律第10条に規定されておまして、都道府県知事の許可が必要でございましたが、平成14年度から町に権限移譲されておりますので町の許可となります。

議員ご案内の合葬墓につきましては、少子高齢化、核家族化による社会構造やライフスタイルの変化等、多様化する墓地ニーズに対応するためには有効な施策の一つとは考えますが、本町においては現在町内に点在しております既存墓地の現状を把握していく必要があると思っております。

今後におきましては、町全体としての墓地の空き区画を必要な時期に町民へ情報提供するとともに、後継者がいないなどの理由で無縁化墓地が発生しないよう寺院や共同墓地管理者等と連携を図っていきたいと考えております。

以上でございます。(町民生活課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) 7番、長根です。ありがとうございました。

太陽光発電設備等の設置基準についてであります。設備の廃棄等については事業者責任によるということであったように思います。

太陽光発電や風力発電の設置基準については、国のガイドラインだけでは十分でない判断をする自治体も現在のところあってございます。独自に条例などを設けて対応しているということではありますが、申請の内容が多岐にわたる内容であることから環境影響調査や実施に至るまでの確認項目のチェックリストを作成し、漏れのないように行っているということが一つございました。

また、特に行政として必要なことではないかと思っておりますが、条例で定めている内容として、事業区域面積により約5千円から25万円ほどの申請手数料を支払うことを規定している自治体もございます。

当然のことながら、発電事業は営利を目的としております。申請に対しては、行政として受け付けをし、内容確認を行い、調査・審査そして許可に至るまで業務に対する正当な対価として手数料についてもしっかりと徴収することで、規定をしておく必要があるように思っておりました。

本当の意味で自然にやさしい発電システムであることを願ひまして、また三陸復興国立公園として景観を損なうことのないよう条例等によりまして、基準を示していただいて将来とも変わることはない景観を維持できるように希望しておきたいと思ひます。

次に道仏小学校のスクールバス等についてであります。学校側で人数とともにしっかり確認をしていただいて見送りをさせていただいているというようでもあります。

今後ともそのようによろしくお願いを申し上げたいと思っておりました。

また、学校の駐車場として催事などに来場される車両台数 60 台ほど伺いましたが、今後とも駐車スペースを確保できるようにご検討をしていただければと願ひまして、お願ひをしておきたいと思ひます

また、町営合葬墓についてであります、協議先は県のほうとは必要がなくなっていると、町の認可要件となっているということでありました。本来、少子高齢化対策の関連から、いわば地方創生事業に取り上げてよい事業であるように思っておりました。人生の終焉を迎え、自身の納まるべき墓があるということ自体に人の心は穏やかになり、また社会的な安寧を感じることができると思っておりました。本当の意味で町民の生き方を考え、民生安定化のための施策として町営による合葬墓整備のご検討を切に希望しておきたいと思ひます。

以上で、すべての質問を終わります。よろしくお願ひいたします。(長根議員着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ。(総合政策課長起立)

それでは、長根議員の太陽光発電についてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のご意見も今後踏まえながら、今後においても第一に町民の生活環境や景観に配慮することを念頭にですね、太陽光発電等の事業者からの申請については関係課と連携を密にして手続き等に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 教育課長、濱浦孝子さん。(教育課長起立)

○教育課長(濱浦孝子君) 私からは、スクールバスについてのご質問、ご意見にお答えいたします。

運動会などの学校行事の際には、PTAのみならず関係者が来校するため、今の駐車場スペースでは不足する可能性が考えられます。

近隣のスペースをお借りして、対応していたとのお話もありますことから、今後地域の方々のご協力もいただきながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。(教育課長着席)

○町民生活課長(日影百合子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 町民生活課長、日影百合子さん。(町民生活課長起立)

○町民生活課長(日影百合子君) ハイ、それでは合葬墓について最後に一言お話しをさせていただきたいと思います。

議員ご提案の合葬墓につきましては、繰り返しになりますが、引き続き現状把握に努め、町民からの要望等を加味しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。(町民生活課長着席)

○議長(林貢君) 以上で7番、長根岩夫君の質問を終わります。

4番、大下修君の質問を許します。

○4番(大下修君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 4番、大下修君。

○4番(大下修君) 4番、大下修です。よろしくお願いします。(大下議員登壇)

4番、大下修です。どうぞよろしくお願いします。

それでは早速質問に入らせていただきます。

浜活プラン、ハマの駅について質問させていただきます。

浜活プランは、ウニ、アワビだけに頼らない水産業をめざし、ハマの活性化、水産振興の一つとして進めてきました。

目標として5か年で漁業者119名の刺網25名、籠・はえ縄2名、小型定置2名、イカ釣り5名、採介藻85名の所得を10%向上、金額で1,500万円を増加させることでした。

漁業者の所得向上額を算出するには、どのような考え方で算出するのか、これについて1点目として伺いたいと思います。

2点目として、ハマの駅が開業し2年以上経過したわけですが、漁業者の所得向上の現在の状況及び今後の見通しを伺います。

3点目として、その内、ハマの駅が貢献した金額について伺いたいと思います。

漁業者の所得を向上させる一つの手段としてハマの駅を進めて来たわけですが、

その効果は、町の魚介類のイメージアップで魚価の向上でした。ほかに、新たな雇用創出など金額の見える効果と町への誘客数が増える、町の施設のイメージアップといった金額の見えない効果があることでスタートしました。

3点目の質問として、ハマの駅が出来て2年半が経過したわけですが、魚介類のイメージアップ、魚価の向上が図られているのか伺いたと思います。

4点目として、納入業者の会、うみばた会に所得向上を目指す漁業者、刺網、箆・はえ縄、小型定置、イカ釣り、採介藻の漁業者が何名入っているのか伺います。この内の、常に納品している方は何名か伺いたと思います。

5点目として、ハマの駅の売上全体で階上産の比率、金額と数量ベースで上位5位までの階上産魚介類の種類を伺いたと思います。

6点目として、ハマの駅で「はしかみふるさとラボ」で新たに雇用した人数と役職と部署を伺いたと思います。また、全て町内の方が確認しておきたいと思いません。

当初、開業前のハマの駅の試算では、年間の来店者数は1万9千人。売上高は2,826万4千円でした。指定管理料3千万円でスタートしました。

1年目の平成30年度の来店者数は、24万8,347人で13倍。売上額は、1億590万8千円で約3.8倍。

2年目の昨年は、来店者数は、25万1,526名で当初予算の13倍。売上額は、1億3,148万3,023円で4.7倍でした。

「はしかみふるさとラボ」の当初の試算より、多くの来店者、売上額であるのに対し利益が少ない要因、当初と何が違っていたのか伺いたと思います。

8点目として、ハマの駅の来店者数は年間約25万人。その内、レジを打った購入者の方は、約10万人。何も買わないで帰った人が15万人と推測されます。非常に多い人数である。町は、これをどのように捉えているのか伺いたと思います。

「はしかみふるさとラボ」の平成30年度と令和元年の決算額を比較すると、売上で平成30年度が8,570万円、令和元年度は9,360万円で令和元年度が790万円多い。

経費は平成30年度が7,500万円、令和元年度が9,180万円で1,680万円多いこととなっております。

令和元年度の経費が平成30年度の経費よりも1,680万円多い、その理由を伺いたと思います。

最後になりますけども、平成30年度の純利益771万円が令和元年度のちょっと私探せなかったもんですから、決算が見えないが、どうなっているのか伺いたと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。どうもありがとうございました。(大下議員降壇)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長(浜谷豊美君) それでは、お答えしたいと思います。

ただいまの大下議員のご質問でありますけども、以前平成30年の3月議会の一般質問においても同様な質問をされておりますので、詳細についてはご理解いただいているものと思います。

議員ご案内のとおりこのハマの駅は、「浜の活力再生プラン」から本町の海業支援施設の整備を盛り込んだ「浜の活力再生広域プラン」略称で「広域浜プラン」というふうに呼んでいますけども、これに移行して水産庁から承認をいただいたことは議員ご承知のことでございます。

競争力強化のために必要となる施設の整備事業である「水産業競争力強化緊急施設整備事業」を活用いたしまして、「はしかみハマの駅あるでい〜ば」を整備したものであります。

要するにこの施設は、「浜活プラン」ではなくて「広域浜プラン」で整備されたものであることご理解いただけるものと思います。

しかし先ほどの質問の内容を見ますと、何かこう混同されている部分も見られますので、確認をしていただきたいというふうに思います。

初めに、漁業者の所得向上額の算出方法についてであります。水産業競争力強化緊急施設整備事業による所得の算出方法に従いまして、年間の水揚げ金額に操業経費率及び加工・販売経費率を乗じて算出しております。

次に漁業者の所得向上の現在の状況及び今後の見通しについてであります。当初は入れていたウニ、アワビなどの採介藻はその後水産庁と協議の上、これらを除いた令和元年度の対象漁業者における増加した所得金額は、770万6千円でございます。

今後の見通しであります。ご承知のとおり昨年から今年にかけて、青森、岩手両県の秋サケやタラなどの記録的な不漁が続いておりまして、本町の漁獲量におきましても、極端に落ち込んでおります。

漁業者にとって大変厳しい状況が続いておりますが、減収を補うための方法として、現在あるでい〜ばに出品している漁業者は一定の成果を上げていることから、

その他の漁業者にも、ぜひ今後あるでい～ばを有効に活用していただいて所得向上に努めていただきたいと考えております。

次にその内、ハマの駅が貢献した金額と魚介類のイメージアップ、魚価の向上についてであります。あるでい～ばの販売総額は、1,395万1千円となります。

魚介類のイメージアップについては、水産高校との連携でアブラメのブランド化推進事業などをはじめ、うみばた会の漁業者や漁業関係者を対象に講師を招いて鮮度保持技術の導入に関する活締めや神経締めの講習会を開催し、品質向上に取り組んでおります。

また、その日の朝に水揚げされたばかりの新鮮な魚介類が揃っているため、多くのお客様から、鮮度が良いと好評をいただいております。リピーターも増えています。

さらには、東京都亀有にあります「青森 sourls」や東京都神田にあります「そば酒房 福島」などから、旬の魚介類の注文を受けて発送しているところであります。

また「そば酒房 福島」では、直送された新鮮な魚介類を使った海鮮丼や刺身盛り合わせをはじめ、毎月1回「階上の日」ランチタイムを開催しており、東京のお客様にも大変好評だと伺っております。

次に、うみばた会の所得向上を目指す漁業者の人数と常時納品している人数についてであります。うみばた会は刺網漁業者8名、イカ釣り漁業者1名、計9名で構成されておまして、すべての会員から出品していただいております。

次に、売上全体での階上産の比率と上位5位までの階上産魚介類の種類についてであります。議員ご案内のように、この施設は広域浜プランの事業目的に従って、階上町だけでなく、八戸市、三沢市、おいらせ町の地域連携による、漁獲物の販売・PRを行わなければならないこととなっております。

売上全体の内訳につきましては、一般財団法人はしかみふるさとラボが八戸市魚市場から仕入れて販売する魚介類をはじめ、うみばた会の漁業者や商店が出品する魚介類や加工商品、レストランや漁協女性部の売上等がございます。

八戸魚市場で仕入れている魚介類は、もちろん階上産を優先して買い付けしており、レストランや漁協女性部におきましても、階上産の食材を優先的に使用した料理や加工商品を販売・提供しているところであります。

階上産の比率につきましては、売上全体に八戸魚市場で仕入れている魚介類、レストラン売上や商店が販売している加工商品等が含まれているため区別することが困難でございます。

階上産の上位の魚介類につきましては、当然その年の海の状況によっても、魚種も漁獲量も金額も変わってきますが、令和元年度の実績におきましては、1番は「生ウニ」で売上金額362万6千円、取扱数量253キロ。2番目は「タコ」で売上金

額 146 万 8 千円、取扱数量 573 キロ。3 番目は「ホヤ」で売上金額 124 万 8 千円、取扱数量 1,136 キロ。4 番目は「サケ」で売上金額 112 万 3 千円、取扱数量 1,017 キロ。5 番は「ヒラメ」で売上金額 103 万 7 千円、取扱数量 468 キロ。となっております。

次に、新規の雇用等についてであります。平成 30 年のオープン当時は、正規職員 3 名、パート 6 名、計 9 名でスタートしまして、令和 2 年度は、正規職員 8 名、パート 5 名、計 13 名となります。

よって、新たに雇用した人数は、途中退職や採用を含めパート 4 名で、部署につきましては、店舗部 2 名、魚介取扱部 1 名、レストラン部 1 名となっておりますが、季節や時間帯にもよりますが、お客様の来店状況にあわせて、配置を変えながら対応しており、新規雇用はすべて町内の方であります。

次に、はしかみふるさとラボの利益についてであります。議員ご案内のとおり、9 月の定例会において、大江議員の一般質問でもお答えいたしましたが、この施設は、水産庁の施設整備に関する指針において「事業実施者であるはしかみふるさとラボのみが、過剰な利益を享受する事業は交付の対象としない」とありまして、出品者から妥当な価格を設定していただくことによって、漁業者の所得向上を図ることを目的とした施設であり、単に営利を追求する施設ではございません。

従いまして、9 月議会でも説明しましたが、漁業者の出品量が増えたことにより、ラボの予算で売り場に冷蔵庫を増やすなど設備の充実が必要となり整備したことによるものです。

次に、来店者数についてであります。来店者数は、入り口に設置してあるカウンターによって、数えております。ですから、家族連れやグループ等の複数での来店の場合、レジ数と来客者数には差が生じることとなりますし、観光目的で来店される方もおられますので、おおむねということになります。

次に、令和元年度の経費が予算より 1,680 万円多い件についてであります。初めにお断りさせていただきますが、議員ご承知のとおり、平成 30 年度は 5 月 19 日オープンのため約 10 か月半の分でありまして、これに対して令和元年度は、12 か月のため営業期間において 1 か月半長くなっておりますので、各項目もそれに伴って増えているものであります。

最後に平成 30 年度の純利益 771 万円が決算に見えない、という件についてであります。一般財団法人はしかみふるさとラボの決算報告書に記載されている貸借対照表、(純資産の部) 3. 利益剰余金、924 万 1,924 円とあります。

議員ご案内と思いますが、経理上では貸借対照表においては、平成 30 年度の利益剰余金 771 万 3,475 円と令和元年度の利益剰余金 152 万 8,449 円を合わせたも

のが繰越利益剰余金 924 万 1,924 円となります。

以上でございます。(町長降壇)

○4番(大下修君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 4番、大下修君。(大下議員起立)

○4番(大下修君) 答弁ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

漁業者の所得向上を算出するにあたり、方式に従いというご回答でしたが、この漁業者の所得向上の算出方法には漁協のマージンっていうんですかね、5%。また、ハマの駅の手数料 15%。今後必要だと思いますが、消費税 10%が加味されて、合計 40%アップになるんですが、そういうのが加味されて所得 10%向上となっているのでしょうか。

それとですね、納入業者の会に漁業者が9名参加しているということでしたが、漁業者等の所得向上を第一に考えた場合は、119名とはいかずとも漁船 34 隻ですか、の計算に対象になった方々、そういう方々がハマの駅に納品できるようにすべきであるし、またそういうスペースも確保すべきであったと思いますが、どうもハマの駅と漁業者の所得向上がリンクしていないように感じております。

この辺について伺いたいと思います。

仮にですね、ハマの駅に漁業者の納入業者の会に漁業者が入った場合ですね、漁協はどうなるのでしょうか。この辺は、漁協との関係はちょっと不思議に思っているところであるし、漁協は、なんちゅうんですかね、漁業者からの手数料で成り立っていると思いますが、手数料が漁協に入らなくなるのではないのかなあということを感じておりますけども、いかがでしょうか。

次に浜プランは、5年後の状態を国に報告する義務があるのか伺いたいと思います。それとともに、目標が達成しなかった場合ですね、ペナルティ等があるのか確認しておきたいと思います。

次にですね、ハマの駅では多くのイベントを実施しているわけですが、その手伝いに役場職員がですね交通整理、駐車場係など応援に駆け付けているようです。はしかみふるさとラボの運営会社に役場職員が手伝うことは適切でないと思いますが、見解を伺いたいと思います。必要であれば、雇用したり業務委託すべきであると考えます。

それとですね、ハマの駅には駅長、課長さん兼務となっていると思いますが、ほ

か1名と。2名が町から出向していると思いますが、その人件費を合わせると約1千万になると思います。指定管理料3千万と合わせると4千万円がはしかみふるさとラボに町から支出されていることになります。

また、事務員は町のほうで実施していると思いますが、その人件費も加味されるのではないのでしょうか。町は漁協に対し指定管理について打診したと伺いましたが、打診するにあたり、指定管理料と人件費の4千万の金額を打診したのか伺います。

次にですね、はしかみラボの予算、決算について伺いたいと思いますが、これについては先ほど説明があったので割愛します。

令和2年の予算についてですが、売上と令和元年度の実績を比較するとレストランで740万円、産直で200万円合計で940万円の売上が減少ですが、その理由を伺います。

最後になりますけども、はしかみラボの今後5年間契約を行うことと思いますが、町長兼理事長としてどのように経営していくのか、経営方針及び数値目標を伺いたいと思います。

以上です。(大下議員着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、それでは大下議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目の所得向上の算出方法でございますけれども、これは先ほど議員ご案内のとおり諸経費等ですね加味をいたしまして、算出をしたということでございまして、先ほど10%向上ということでございましたけれども、広域浜プランになってその目標等もですね、変更にはなっておりますが、同様の考え方でまずは算出をさせていただきます。

それから2点目でございますけれども、34隻の船の方々がいるということで、今現在9名の方が納品ということでございますけれども、今後ですね出品していただくようにそこは働きかけていきたいと考えているところでございます。

それから、国への実績報告ということでございますけれども、今ハード事業で整備をしたところの「水産業競争力強化緊急施設整備事業」のほうでの報告の義務はございます。こちらは今年度、平成28年度から令和2年度までが計画期間ということになりますので、精査の期間が出てきまして令和4年度の報告ということにな

ってございます。それに伴うペナルティということでございますけれども、目標達成されていない場合には改善計画書の提出などの対応が出てくることになります。

あとイベントの際に町の職員が駆け付けて応援しているというところでございますが、やはりスタートしたばかりということで担当課のほうから行ってですね、応援をしているというところでございます。

あとは事務員については、こちらはラボのほうで雇用しているというところでございます。

あとそれから、指定管理の際に漁協へ打診をしたかというところでございますが、それについては打診をしてございますので、その結果今の状況ということでございます。

あとそれからですね、レストラン、それから直売での減についてでございますけれども、それにつきましてはコロナウイルスの影響による来店者の減少、それから休業要請等もございましたのでそれらを見込んだ予算ということになってございます。

私からは以上でございます。(産業振興課長着席)

○議長(林貢君) よろしいですか、答弁漏れはありませんか。

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、すみません。答弁漏れがございました。今回予定の指定管理につきましても、漁協のほうへは打診をしております。以上でございます。(産業振興課長着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ。(総合政策課長起立)

私のほうからですね、ちょっと補足説明をさせていただきます。3年前の指定管理の件もでございますので、再度私のほうから補足をさせていただきたいと思っております。

町の職員がイベント、毎月のイベントに行っているんだというご指摘だと思いません。これにつきましては、3年前にも皆さんのほうにご説明して了解していただい

たと思っているんですけども。町の支援として含めた関わり方についてはどういうふうな形をしていくんですかという皆さんのご質問に対しましてはですね、町としては水産振興策の拡大ととらえて、イベント時の人員派遣、それから情報提供を通して関わっていきたいということで皆さんのほうにご説明しているということでご理解しておりますので、今現在コロナで毎月イベントはちょっとできておりませんが、昨年度までまず毎月ラボのほうで頑張っているということで職員もそれに携わりながら、それから先ほどもいったとおり広域の浜プランでございます。そういう関連で、産業振興の職員も携わるということで毎月の職員の派遣をしているところでございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○議長(林貢君) あとよろしいですか。

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長起立)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、今後5か年の基本方針とか具体的数値目標の話でありますけども、これについては先般プレゼンを行って詳細に説明があってそれを審査委員会のほうで検討をいたしましたけども、今回の質問にはなかったものでそれについては詳細は、後ほどご説明したいと思いますのでよろしくお願いします。(町長着席)

○4番(大下修君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 4番、大下修君。

○4番(大下修君) ハイ、4番、大下修です。(大下議員起立)

再度質問させていただきます。

漁業者の所得向上についてですね、どんどんハマの駅のほうに漁業者が入っていくと、5%漁協がとって多分漁協の経営ってのは成り立っていると思うんですけども、漁協の経営はなるのか、その辺が答えてなかったと思います。今現在ハマの駅に納めている9名の方は、それらのハマの駅で販売している魚介類は漁協に手数料を支払っているのかどうか。これが増えていったら漁協の経営は成り立たないと思

いますが、この辺についてちょっと納得いくような説明をお願いします。

それとですね、ハマの駅に役場の職員がイベントなどの時に交通整理だとか色々な形で支援しているようですが、同様にですね道の駅だったりわっせだったり、ほかにも行っているのかどうか。行くべきじゃないのか。これは一時期はいいかと思えますけども、適切なことではないと思えますが、そこは適切と考えているのかどうか。道の駅、わっせ、これらはどうするのか、どうなのか。その見解を伺いたいと思えます。

それとですね、漁協に対して4千万の金額を提示したとありますが、それによって漁協に断られたということだと思えますが、4千万という金額であると人件費含めてですね。ほかの漁業会社の方々でも、手を挙げる方がいると思えます。やはりこれはきちっと金額を明示した上で、公募すべきじゃないのかなあと思えます。その辺について見解を伺いたいと思えます。

それとすいません、もう一度今後5年間の件について町長からご回答があったんですけども、よく理解することが出来なくてももう一度そのところ経営方針と数値目標等ですね、ご説明していただければと思えます。

以上で、質問を終わります。(大下議員着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 産業振興課長、引敷林広貴君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、それでは大下議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の件でございますけども、あるでい〜ばに出しているものについては、市場に出せないようなものそういうのを出品をしているという認識であります。

あとそれから2点目につきましては、他施設です、わっせとかフォレストとか道の駅でございますけども、やはり担当課といたしましては観光の振興と観光部分もでございますので、その場に行ってですね、従事するという考えであります。

私からは以上でございます。(産業振興課長着席)

○副町長(沼沢 範雄君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 副町長、沼沢範雄君。(副町長起立)

○副町長（沼沢 範雄君） ハイ、それでは大下議員のご質問の中の指定管理を公募するべきではなかったか、というご質問について私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

前回の3月の確か質問の時に、荒谷議員さんからも同じようなご質問がございました。その時に私のほうでお話をさせてもらってますが、実はその指定管理の選定委員会というのがございまして、その委員長は私が副町長という立場の中で選考しているわけです。その中で今のあるでい〜ばの、今ご提案申し上げます指定管理については、実は私がその委員会の理事になっていまして、あとは会計管理者が監事になっているというふうなこともございまして、前はですね除斥をさせていただいてやりました。

そういう経緯の中で、選定をしたんですが、公募でなかったその理由というのはですね、この事業をやる要件の中に事業を実施する対象がですね県、あるいは市町村それから漁業協同組合というふうな物を建てるものの設置者というふうなことで要件がございまして。それをできたものを指定管理する場合ですけども、それはいまのあるでい〜ばの場合はですね、町、あるいは漁協という選択肢は2つだけでございました。

そういうふうなことがあって先ほど答弁いたしました。漁協のほうからも確認をして。これは産地協議会という会を作って、その中でいろんな議論を重ねてまいりました。その中で漁協さんのほうにも確認をしたら、現在の体制の中ではちょっと無理だというお話もいただいて。で、町が実施する場合には、予算項目の中で、町がやる場合はですね、仕入れるという項目がありません。それを直売をするために物を仕入れをして、販売すると、こういうふうになった場合に町の予算の項目の中に仕入れ費というのはないので、それじゃあどうするかと。いうふうなことを検討して一般財団法人という、町が出捐する一般財団法人にそれでは運営をお願いするというふうな形で一般公募ではなく、町の指定管理者の条例のところ項目がございまして、その中を活用しまして町が一般財団法人を作ってその中で運営をするというふうなことで。これは、議員の皆さんご承知のことだと思いますが、確か30年の2月の全協、それから30年の3月、先ほど町長が申しあげました3月の議会の質問の中で、ご答弁をしているというふうなことでございます。

そういうふうなことで一般公募にあたらぬ運営をするというふうなことで、その選定をやったというふうな経緯がございまして。

今回につきましても、同じような選定委員会、私が除斥されておりますので副委員長は総合政策課長があたるわけですが、その中で公募をしないで申請のあったはしかみふるさとうボにというふうなことで、決定をしたということでございます。

経緯とすればそういうふうなことで、募集をしない方法でというふうなことで漁協さんとかですね、その中で色々こう話をしながら進めて、今回も同じようなそういうふうな目的で、設立をしたふるさとラボに指定管理をお願いするというふうな選定に至ったという経緯でございます。

以上でございます。(副町長着席)

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) ハイ、町長、浜谷豊美君。(町長起立)

○町長(浜谷豊美君) 大下議員の質問がですね、先ほども冒頭申し上げました平成30年度全員協議会で、詳細に各項目にわたって説明をしたものの繰り返しになるわけですが、基本的な方針も一番最初の指定管理の目標から申し上げて、繰り返すこととなりますけども、よろしいですか。

このふるさととはしかみラボはですね、漁協の組合員、あるいは関係者からなる階上産地協議会とそれから海業支援施設運営協議会。これ中心とした母体で設立された団体でありまして、いろんなイベントの開催、あるいは新鮮な魚介類の販売促進を図りながら、魚価の所得向上と集客力の向上を目指すというものでございます。

その結果3年目を迎えてですね、本年はご案内のように8月60万人来場者達成いたしました。

そういうふうな実績については、先ほどから話ありますように観光、また産業振興の面からも総合的に成果が波及されているものだろうと思います。

こういった本来の主旨、目的にのっとって今後もさらに地域ならではの魚食の普及、あるいは水産業の魅力発信に向けて地域特性を最大限に引き出していけるように、そういった管理運営をしていきたいということでございます。

具体的な数値も聞かれましたけど、よろしいですか。え。

○4番(大下修君) いや、お持ちであれば、売り上げとかそのへん。

数値をお持ちであれば伺います。

○町長(浜谷豊美君) 計画ということで、今後5年間の、もちろんこれは計画書っていうのはありますけども、この内容を今ここで知りたいということですか。その各項目にわたって。そこまで今お知らせして、読み上げてほしいという。具体的な数値を示してほしいというさっき質問されたと思うんですけども。

○4番（大下修君） あればですね。

○町長（浜谷豊美君） あります。具体的な数値を。あれば。ですからこれも個別に詳しく説明をしたほうがいいかなと思ったんですが。売上の、収入、支出の計画目標がありますけども、それをここで示してほしいというのであれば各項目読み上げますけども。

○4番（大下修君） お願いします。

○町長（浜谷豊美君） それでは、これは収支予算ということになりますけども、収入のほうでは指定管理料は3千万見込んでおりまして、レストラン売上 2,100万ほど、産直は 4,200万ほど、軽食部門で 160万ほど、イベント等ではこれは基本の基準から比べてマイナス 47万ということになっております。そのほかで 27万1千円の収入。合計で 9,400万ほどの収入の合計となりますが、よろしいですか。
支出のほうになりますけども、よろしいですか。

○4番（大下修君） すいません、それは令和2年度の数値だと思うんですけども、今後5年間を見通してっていうことでお願いしたんですけど、もしなければよろしいです。

○町長（浜谷豊美君） これは5か年で。まずこれは最低ラインの基準でありますので、これ以上を目指すということでもありますから。現時点では、今申し上げた金額になります。（町長着席）

○議長（林貢君） それでよろしいですか。

○4番（大下修君） ハイ、いいです。

○議長（林貢君） じゃ、それを基準としてこれから目標目指すということのようですから。それで大下議員も了解いただいたようですので。よろしいですね。

以上で4番、大下修君の質問を終わります。

2番、寅谷正君の質問を許します。

○2番（寅谷正君） ハイ、2番、寅谷正です。

○議長（林貢君） 2番、寅谷正君。（寅谷議員登壇）

○2番（寅谷正君） お疲れだと思いますが、よろしくお願いします。

予約型乗合タクシーの導入検討について。

去る9月議会で承認された令和元年度決算書によると、公共交通対策費として「コミュニティバス・スクールバス運行委託料」は約3,800万円でありました。これは全町における「協働のまちづくり事業費」の総額311万円の10倍にも当たるもので大幅金額であります。

私は、バス路線脇に住んでいることと、用事のため町内を移動することも多いため、全路線の運行の様子を目にすることが多いのです。乗客が0名か1名が常で、多くてもたまに2名という感じで無人で空気を運んでいるような運行が目立つように感じます。

もちろん、決して無駄などと言っているのではありません。毎朝の列車利用の方々にとっては大変有り難い通学や通勤のための足であると思うし、交通弱者としての高齢者たちの外出利用や買物利用さらには、通院利用等に必要であると考えます。

しかし、利用者の声を聞くと買い物だけなので、待ち時間が30分から40分くらいあれば十分なのだが、2時間から3時間、次のバスを待つのは長すぎるという声や、蒼前・野場中・石鉢の西部地区の方々は、通院や買物などに町内循環よりも八戸市の平和病院やよこまち旭ヶ丘店などの方面へのコミュニティバスの運行を強く要望するという声を聞きます。

また、路線バス区間は路線権というものがあり、コミュニティバスは入れないと伺っていますが、それも道の駅やユニバース階上店からハートフルプラザまでは、買い物の荷物を抱えて路線バスに乗り換えるか徒歩によらなければならないということに不便を感じている町民が多いようです。

このような声から考えてみると、コミュニティバス利用の町民のニーズは、通学や通勤のために、目的地への到着時間の厳守を希望する方々と買い物のために、できるだけユニバース階上店や道の駅はしかみ等の目的地に近い所での下車を希望し到着時間は大体でよいとする方々の2つがあると考えます。

このような現況から、中型バスによる「階上町コミュニティバス運行」はこのまま続けていてよいのであろうか。改良の余地はないのであろうかと考えるのであります。

昨年8月に青森市で開催された「青森県地方議員研修会」の中で、弘前市や津軽

半島などの自治体議員から公共交通としての「乗合タクシー」や「デマンドタクシー」や「予約型乗合タクシー」などと呼ばれている、いわゆるデマンド交通に交通手段を変えたならば、住民から喜ばれているという事例発表が数人からありました。

そこで「9人乗りのジャンボタクシー」や「4人乗りの小型タクシー」などによる住民の自宅玄関から目的地までの乗合タクシーの存在を知ったのであります。

その後、昨年9月と今年3月の青森県議会常任委員会においても吉俣洋典議から「予約型乗合タクシーは、過疎化する地域で有効な公共交通となり得る」との提言があり、私も色々と該当するところを調べてみたところ、現在、弘前市、八戸市、十和田市、むつ市、大鰐町、今別町の6市町で本格運行されており、平川市、西目屋村、つがる市、五所川原市の4市村では実証運行が行われ、県内10市町村で試みられているようです。

また、岩手県陸前高田市のように、自治体が自ら運営主体となって経営しているところもありますし、弘前市相馬地区では市内のタクシー業者が運営を行い、自治体が補助金を出すという方法もあるようです。

相馬地区予約型乗合タクシーは、国庫補助があるので黒字にならなくても赤字にはならないとのことのお話も伺っておりました。

奇しくも、11月30日の朝のNHK秋田からのニュースで「どう守る？地域の足」という放映があり、使っていないスクールバスを利用して運行したら、年間のバス代が100万円で済んだという報道もありました。

私は、島根県浜田市人口5万人ですが、のように第1次交通として階上町コミュニティバスのように「定時定路線型」を小型化した9人乗りのジャンボタクシーでの運行と第2次交通としての5～6人のセダン型タクシーなどの予約型乗合タクシーとの2系統での組み合わせが理想的であろうと考えますが、予算の関係で一つに絞るとしたら、今の中型バスでのコミュニティバスの運行を見直し、小型化したデマンド交通型の予約型乗合タクシー1系統を走らせることで、国の補助もありそうなので3,800万よりは事業費が低くできるのではないかと考えますが、検討してみたいかがでしょうか。伺います。

次に2つ目です。「役場本庁舎」と「ハマの駅あるでい～ば」での職員の勤務実態についてであります。

日本の労働者は、真面目で勤労熱心である。本町役場を夜9時・10時に国道45号線を車で通るといつも不夜城のように電気がついて働いているようで頭の下がる思いがします。また、マスコミで人気のハマの駅あるでい～ばも休日のイベントが多いために家庭を犠牲にしてよく頑張っているものと思う。

しかし時々、お互いが確認しあわないと過労などで体調を崩すことも考えられる

ので、未然に防ぐとともに町内での働きやすいモデルとしての職場を願って多少の確認をしたいと思います。

(1)労働安全衛生法、略称 労安法といいますが。今日、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成のために重要視されています。そこでまず、次のとおり確認をします。

①総括安全衛生管理者は、誰になっていますか。②安全管理者は、誰ですか。③衛生管理者はだれになっていますか。④定期的に職場の労働安全衛生に関する情報交換会や会議は持たれていますか。⑤産業医はどこになっていますか。

(2)昨年4月から本年10月までの「時間外労働」いわゆる残業ですね、をした職員はそれぞれ何人いましたか。

(3)昨年4月から本年10月までの土曜日・日曜日・祭日にいわゆる「休日労働」、休日出勤をした職員はそれぞれ何人いましたか。

(4)昨年4月から本年10月までにおいて「時間外及び休日労働」が100時間以上の職員、または今月10月の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間についての1か月当たりの平均時間が過労死ラインの80時間を超えた職員は何人いましたか。

(5)昨年4月から本年10月までにおいて「時間外及び休日労働」が月80時間を超えて100時間未満、かつ、疲労の蓄積が認められる職員で、健康相談を受けることを希望する旨の申出をした職員は何人いましたか。

3番です。よろしいでしょうか。階上町教育委員会の教育行政姿勢について。

(1)9月議会での町内小中学校のトイレの洋式化について再度質問します。

町内全小中学校のトイレの洋式化については、洋便器率が32.7%で三戸郡では、校舎新築の際に洋式トイレを整備したことから三戸町が80.7%で突出しているが、他の町村では28%から40%で、青森県全体でも37.3%となっている。とありましたが、このデータは古いものではありませんか。

また、学校のトイレの洋式化については、「一部の学校からの要望があるが、今後、財政と財源を考えながら検討してまいりたい。」という答弁で28%から40%の間に入っているからよいではないかという、やらないための口実説明と言いましょか、のように思いますが、10月27日の石鉢小や赤保内小や階上中の学校視察で改めて見て、百聞は一見に如かず。現実を教育長はどう思ったのでしょうか。私は、特に石鉢小は生徒数が多いのに小規模校時代の設計なのか、1か所のトイレにおいて、和便器1、洋便器1の合計2個しかなく、大便器が異常に少ないことに驚きました。

「令和でもトイレは昭和」という非難などを受け、9月30日付け文科省報道発表による最新のデータによると、小中学校のトイレの洋式化率は全国平均57.0%で、

さっき 37.3%と言っていた、青森県平均も 56.4%と、コロナ禍トイレの感染予防もあり、急激に 20%も上昇しています。また、文科省は和式から洋式便器等へ交換する工事には、コロナの飛沫感染のことも考慮してんだと思うんですが、「大規模トイレ改修事業」(学校施設環境改善交付金)として国庫補助を行っています。

この3点において、教育長に改めて町内小中学校トイレの洋式化についての考えに変化がないかどうかお尋ねします。

(2)階上中学校の2階音楽室等のストープの破損や1・2階男子トイレブース等の破損についてです。

昔の子どもたちの荒れによるストープ網の破損跡などは、教育上、心の荒みなど、嫌な気持ちになると思いますが、なぜ何年も、去年もそうでした。そのままにさせているのか。また、1階男子トイレなどは教育民生常任委員会の学校視察で見ましたが、あれでは子どもたちは大便トイレをどこで、すべてが壊れていて、どこで使用、できないのではないかと思います。

これら緊急を要する対応が必要なのになぜ、教育委員会はすぐ対応しないているのか。教育長の見解を求めたい。

(3)階上中学校校舎内の数か所に設置されている防犯カメラの是非について。

色々な困難な教育事情があつての防犯カメラ設置であつたと思いますが、子ども達との信頼関係を築きあげる教育という条理からしていかがなものかと考える。県内にも厳しい荒れを乗り越えてきた学校などはいくらもあつたと思うが、八戸市内でも聞いたことがありません。高校でも万引きが多発した学校では防犯カメラ設置を求める声もありましたが、職員集団で論議し設置しなかった経験もあります。

これまでの経緯と教育委員会での論議、それからこれからも取り外す考えがないかどうか3点について教育委員会からの見解を求めたい。

(4)階上町教育委員会の教育行政姿勢について。

数年前までは、階上町に勤務する事務の先生方からは、「階上町って雪でドアが開かなくなると電話すると、翌日すぐ飛んできてくれて直してくれます。教育長さんも八戸だと1か月も予約してから会えないのも、すぐに会っていただいて色々聞いてもらって、小回りが利いて大変感激している。」などのね、感想を言われたものです。

しかし、最近の階上町教育委員会の姿勢を見ていて、教育委員会制度が変わり、町長への財政的判断等も強まったこともありますが、色んな部分での学校トイレの洋式化等の問題等々、質問に対して「町長の言ったとおり今後、財政と財源を見合わせながら検討してまいりたい」という悠長な答弁が多かったように思います。階上町は隣接の八戸市と比べて大型施設の設置では敵わないので、「教育と子育て

て支援施策」でリードしていくしかないと思います。

教育長からのご決意、抱負等がありましたら、伺いたいと思います。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わらせていただきたいと思います。（**寅谷議員降壇**）

○町長（**浜谷豊美君**） ハイ、議長。

○議長（**林貢君**） ハイ、町長、浜谷豊美君。（**町長登壇**）

○町長（**浜谷豊美君**） それでは、お答えをいたします。

まず1点目の予約型乗合タクシーの導入検討についての件であります。現在のコミュニティバスの運行内容は、平成31年4月に再編した内容となっており、その再編作業については、「階上町地域公共交通会議」において協議いただいたものとなっております。

この地域公共交通会議において、再編の案の段階では、デマンド形式の導入についても協議がなされていたところでありまして、委員からは、「デマンドと路線を組み合わせていくことも考えられる」や「デマンドであれば予約をして私のためにだけに来てもらうのが申し訳ないという話を聞く」と言った発言があったと聞いております。

その後の会議において、事務局として、今回の再編を検討していく上でデマンドまでは踏み込めなかったと報告し、会議の中ではそれ以上の協議とならなかったことから、今回の再編では、デマンド形式の導入はしない方向性となったものであります。

この再編については、令和5年度までの「八戸圏域地域公共交通再編実施計画」を策定し、国の認定を受けて実施しているものであり、国の特別な措置として、「地域公共交通確保維持事業」の「地域内フィーダー系統補助」を申請することができ、町が委託している事業者に対して、国が補助し、その補助分を町委託料から減額することで変更契約を結び、町の経費の削減が図られております。

また、スクールバスとしても利用していることから、交付税措置を受けておりこれらの国の財政措置を活用してコミュニティバスの財源確保に努めております。

他の市町村がデマンド型タクシーを導入した経緯は、それぞれ事情があると思いますが、例えば民営バスが運行していた路線が廃止となり、その代替えとして導入したケースもあると伺っております。

この場合においても、先ほど申し上げた「地域内フィーダー系統補助」の対象と

なるものであり、多くの自治体はこの制度を利用していると思われま

す。デマンド型タクシーを導入している市町村の利用料金の状況は、片道 1 回 300 円や 500 円となっており、また、事前予約の必要があるため、それが億劫であるとの声もあり、事実その声に対応して、乗合タクシーをやめて、コミュニティバスに改める自治体の事例もあります。

これらを踏まえて、本町においては、他自治体の状況をさらに分析し、現在のコミュニティバスの再編後の動向を踏まえ、利用者の声も聞きながら、どの制度が本町に適しているのか、「階上町地域公共交通会議」において十分に論議して進めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の「役場本庁舎」と「ハマの駅あるでい〜ば」での職員の勤務実態についての件であります。本町では、「労働安全衛生法」に基づき、平成 22 年 3 月に「階上町職員安全衛生管理規程」を定め、安全衛生管理体制を整え、職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成に努めているところであります。

議員ご質問の「総括安全衛生管理者」の任命については、同規程において、「副町長の職にある者を充てる」と定めており、「沼沢範雄副町長」を任命し、職員の安全及び衛生に関する業務の総括管理を行っております。

また、「衛生管理者」には、有資格者である「長根清子健康福祉課長」を選任し、衛生に関する技術的事項の管理を行っております。

「産業医」については、平成 17 年 4 月から小松内科医院 小松修医師を選任し、随時、健康診断結果の相談や情報交換などを行い、職員の健康管理などに関する助言をいただいております。

なお、「安全管理者」については、役場業務は、「労働安全衛生法」で定めている選任が必要な業種には該当しませんので、配置はしておりません。

次の「時間外労働」及び「休日労働」に関する人数の件につきましては、後ほど、総務課長より答弁させます。

また、3 点目の階上町教育委員会の教育行政姿勢についての件であります。この後、教育長より答弁させます。

以上でございます。(町長降壇)

○教育長(丸岡博君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 教育長、丸岡博君。(教育長起立)

○教育長(丸岡博君) それでは、寅谷議員のご質問にお答えいたします。

私からは、3点目の階上町教育委員会の教育行政姿勢についての件につきまして、お答えをいたします。

初めに、町内小中学校のトイレの洋式化の件につきましては、9月議会でもご質問がありました。ただいまの議員ご質問の中に、「石鉢小学校は、1か所のトイレに和便器1、洋便器1の合計2個しかない」という表現がございましたが、これは男子トイレの個数であります。女子トイレにつきましては、1か所につき4個から5個、学校規模によりましては7個設置されている学校もございます。

学校トイレ洋式化の整備につきましては、議員ご案内のとおり、「学校施設環境改善交付金」という事業がございますが、「施設整備計画」を策定して事業を進めることが条件となりますので、「第5次階上町総合振興計画実施計画」の中で、検討してまいりたいと考えてございます。

次に、階上中学校のストーブ破損やトイレブース破損についての件であります。過去にもトイレブースの破損について修繕をした経緯がございます。毎年、学校ごとに修繕箇所の優先順位をつけた要望一覧を取りまとめまして、それぞれの学校配分予算などにおいて、早急に対応しているところでございます。

今後におきましても、緊急性や優先順位等を勘案しながら総合的に判断し、学校の配分予算や総合振興計画実施計画に計上のうえ、財政と財源を見合わせながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、階上中学校の防犯カメラの是非についての件であります。このカメラは、防犯対策を目的として設置したものでございます。階上中学校は、インターフォンが玄関の中にあるため、玄関を施錠せずに開けておく必要があります。

このため、いつ不審者が侵入するかも知れないという不安と、第一に「子どもたちを守る」という観点から、防犯対策で玄関の外側に2基、内側に3基設置しております。

議員ご指摘のような困難な教育事情や万引きなどといった理由で設置したものでございませぬので、ご理解をいただきたいと思っております。

実際に他の自治体では、学校に不審者が入り、尊い命が奪われるという痛ましい事件が過去に発生しており、皆様のご記憶にも残っていることと思っております。

このようなことから、生徒の安全・安心の確保を第一義として捉え、現時点では防犯カメラを取り外すという考えはございません。

次に、教育委員会の教育行政姿勢についての件であります。階上町教育委員会では、「第5次階上町総合振興計画」の基本目標の一つである「未来を担う人づくり」に向け、青森県教育委員会及び三八教育事務所の「指導の方針と重点」を踏まえながら、毎年「町教育基本方針」を定めております。

年度初めの教育振興大会において、教育施策も含めご説明申し上げ、階上町の特性を生かした教育の実現に向け、学校及び関係機関・諸団体と連携を図りながら、教育の推進に努めることとしております。

教育は、他の自治体と比較・競争すべきものではなく、地域や学校の実態、児童・生徒の特性等に応じて、適切に行われるべきものと考えます。

本町の「学校教育」につきましては、「子どもたちの夢や志の実現」に向け、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むために、「知・徳・体」のバランスのとれた教育の推進、また、「社会教育」につきましては、学びを生かしたつながりを作り出す教育の推進に、鋭意、努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（野沢雅浩君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 総務課長、野沢雅浩君。（総務課長起立）

○総務課長（野沢雅浩君） それでは、寅谷議員のご質問にお答えいたします。

私からは、2点目の「役場本庁舎」と「ハマの駅あるでい〜ば」での職員の勤務実態についての件の、「時間外労働」及び「休日労働」に関する人数の件につきまして、お答えいたします。

なお、人数につきましては、「時間外勤務命令」を受けた職員の人数でございます。

初めに、昨年4月から本年10月までの「時間外労働」をした職員の人数についての件でございますが、「役場本庁舎」におきましては、配置職員90名のうち、昨年4月51名、5月60名、6月44名、7月60名、8月35名、9月32名、10月35名、11月34名、12月45名、本年1月44名、2月37名、3月46名、4月40名、5月51名、6月35名、7月39名、8月35名、9月27名、10月36名でございます。

「ハマの駅あるでい〜ば」におきましては、配置職員は1名でございますが、本年8月に「時間外労働」を行っております。

次に、昨年4月から本年10月までの土曜日・日曜日・祭日に「休日労働」をした職員の人数についての件でございますが、「役場本庁舎」におきましては昨年4月66名、5月22名、6月59名、7月71名、8月21名、9月18名、10月50名、11月11名、12月14名、本年1月20名、2月13名、3月6名、4月17名、5月43名、6月26名、7月30名、8月22名、9月22名、10月12名でございます。

「ハマの駅あるでい〜ば」におきましては、該当する職員はございません。

次に、昨年4月から本年10月までにおいて「時間外及び休日労働」が月100時間以上の職員または今年10月の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間についての1か月当たりの平均時間が80時間を超えた職員の人数についての件でございますが、「時間外及び休日労働」が月100時間以上の職員は、「役場本庁舎」におきましては、昨年5月に1名、7月に2名でございますが、いずれも「選挙事務」に従事した職員となっております。

「ハマの駅あるでい〜ば」におきましては、該当する職員はございません。

また、本年10月の直近6ヶ月において1か月当たりの平均時間が80時間を超えた職員は「役場本庁舎」及び「ハマの駅あるでい〜ば」とともに、該当する職員はございません。

最後に、昨年4月から本年10月までにおいて「時間外及び休日労働」が月80時間を超えて100時間未満、かつ、疲労の蓄積が認められる職員で、健康相談を受けることを希望する旨の申出をした職員の人数の件につきましては、「役場本庁舎」及び「ハマの駅あるでい〜ば」とともに、該当する職員はございません。

以上でございます。(総務課長着席)

○2番(寅谷正君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 2番、寅谷正君。(寅谷議員起立)

○2番(寅谷正君) どうもありがとうございました。2番、寅谷です。

予約型乗合タクシーの部分の再質問ですけれども、まず1つとして、陸上交通としての「地域内フィーダー系統補助」、国土交通省のやつですけれども、乗車人員が1回につき2人以上あることというので。まずこの路線バスの部分においてこの部分のやつのがね、該当なっていないんだろうかっていう部分のが。1番1人とか0が多くて、2回以上ないと次への補助率2分の1をもらうのの要件として、あるので。そのところに対しては、これからも2名を超えるくらいの努力はコミュニティバスでも最低工夫が必要でないのではないかと思います、その件についてどうお考えですか。

それから2つ目ですけれども、西部地区のあれは3地区ですよ。蒼前線というんだけれども、本数が非常に2本とかね、少ないんですよ。東部線なんかや田代線なんかと比べると。

それで私はそこらの人達が高齢者で、病院に行く通院等、買い物が多いわけです

けども。フィーダーっていうのは、支線っていう意味です。支線としての部分について、その蒼前・野場中・石鉢辺りはぼつぼつとこう空白が目立ってきてるんですけども。停めるためにもね、そのフィーダー系統の、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助ってやつですね。この部分をこの関係で部分的にだけでもね、全体をがばっとそのコミュニティバスをデマンド交通に変えるというのじゃなくて。

八戸市、名前がさっき私があげましたけども、そこはね実は1か所だけしかやっていないんですよ。八戸駅で、夜10時15分で南部バスが終了、20分で市営バスが終了。その後に新幹線が来た時の人達に、その乗合タクシーを出すというね。そういう1点だけで予約型乗合タクシーを申請してやってるわけですけども。

階上町の部分の西部地区の人達のね、支線をね、少ないコミュニティバス路線から枝葉となるね、そういうふうな部分は、要求したほうがいいのでないだろうかというふうに思っています。

というのは、今県もこの部分を職員研修を始めて、デマンド交通のモデル導入に対する補助を行って、市町村の主体的な取り組みを促しているという奈良交通政策課長の答弁です。そういうふうにね、手を挙げてその部分をやると、その地域をぐるぐる回ってるのではなく、俺たちはそっちのほうの部分にちょっとだけでも動かしてもらえればいいんだよなっていうふうにね。このデマンド型のこの部分のフィーダー支線にやってもらうのはいいんじゃないだろうかというふうに、ぴったしではないだろうか。それからその、今は大鰐町の高野新田線と弘前市内の相馬線など8路線だけで2地区だけだそうけども、ぜひねそこは挙げて検討して、やってみたらいいのではないだろうかと思うのですが、そのことについて伺います。

それから、統計調査についてはありがとうございました。

あのですね、教育委員会のところですけども、トイレブースですね。今緊急性を要する、財政と財源をみて優先順位をってね。あの時にね、教育長さんね、行きましたよね。で、終わった後、私はちょっと愕然としたんですよ。ちょっと会議の前にトイレ行ってもいいですか。したらね、こっこのほうに職員トイレがあります。職員のほうはさ、ウォッシュでバチとしたのやってるわけよ。そしてね、生徒のほうのつながったやつ、案内されたやつがねグラグラ。あれじゃどれも、どこでトイレするんですかって言ったら、そこなんですよなんてね。私は心の中でね、そこなんですよってあんた毎日どうすんのよ。2階、先輩のほうに行って使うのかって。私はあれはね、ほんとにね、百聞は一見に如かずでね、すぐにね手配しないとね、トイレは多分ね入れないと思います。1階の奥でしたっけか、のところね。

そういう部分で、そのブースの部分とそれから、この(1)のところの9月でも話をした部分の、その県全体の37.3%だったというあれは、それはその部分の1番

新しいデータですか。そしてこの今 20%やって 56.4%に青森県が全国平均とほとんど同じところまでトイレの洋式化が進んでる。それとも前のやつがちょっと古かったんですか。今ね、実はね、トイレっていうのは1番ね、コロナ関係で危険なことだって言われてんの。和式の場合。それから飛んで、掃除しても何しても。だからこの緊急にこういうふうに変化がもしかすると、上がったのかなあというふうにも考えたりしますが。そこのところはね、やっぱり手を打つ気配は、その洋式化の部分の速やかな実践とそれから、ブースの部分の。明日にでもやるというふうな考えは変わりませんでしたか。実際に行ってみて。

その2つお願いします。(寅谷議員着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ。(総合政策課長起立)

それでは、寅谷議員の再質問に対してお答えいたします。質問は2点かと思いません。

現在のコミュニティバスの乗合の人数、2人以下でもいいのかということだと思います。それから、乗合タクシーにして枝線ですか、フィーダーに枝線単独で1路線でも補助制度としてどうなんですかという2点かと思われそうですけども。

その件につきましては、どちらについてもですね、公共交通として考えなければならぬという部分がございますので。まず、デマンド型タクシー、議員さんがおすすめるタクシーの導入にあたってはですね、先ほど町長の答弁にございましたとおり、町の公共交通会議において十分協議して。それから、公共交通再編実施計画を策定の上ですね、フィーダー系統の補助の認定を受けなければならないということになりますので。そこがですね、必要性があるかどうかという議論もありますので、そちらを加味して認定を受けなければならないということになります。認定を受ければどちらも可能ということになると思います。

ただし、補助要件としましては、ここは国庫補助のバス路線に接続しなければならないというのは、議員ご承知のとおりだと思いますので、そちらが条件ということになります。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、議長。

○議長（林貢君） 教育課長、濱浦孝子さん。（教育課長起立）

○教育課長（濱浦孝子君） それではまず、トイレブースの件についてお答えいたします。

言われた部分のトイレブースの件については、もう一度現状を見に行きながらその修繕の個数、予算とかについて現場を見てこれから対応を考えたいと思っております。

あと、議員の言われた9月議会のトイレのデータといいますか、それが最新のものかとか古いんじゃないかっていうお話でしたが、その時点では新しいものでございまして。寅谷議員が今おっしゃっている令和2年9月30日のデータ、それはそれで今発表されたものでございまして、9月の議会の時に私たちのところでは9月30日というデータはないものですので、それぞれが正しいデータということになります。

以上でございます。（教育課長着席）

○2番（寅谷正君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 2番、寅谷正君。（寅谷議員起立）

○2番（寅谷正君） しつこいようですが、トイレブースの件に関しては即対応してくれるということで、ありがとうございます。

濱浦さんのほうの私も聞いて知ってたんですけども、平成31年にね、やったばっかしたというふうな部分、時期尚早かというふうな部分もありましたけども。いち早く声を上げたほうが、県のほうでもそういうふうな市町村を求めているからね。渡りに船ではないかなというふうに思いました。

それで、1年しか経っていないけども、全体をね、変えるというふうなののは私は考えはないかって聞きましたけども。そうじゃなくて、そっちのほうのねコミュニティバスでの蒼前の線につなげるそういうふうなところの部分だけを、ていうのはなんか条件にあうような気がするけども。一部ね、不平等とか何とかじゃなくて、高齢者はやっぱりね、困っているのが通院とかのね。前々から声が上がっていることなので。3年待つとか次回まで待つとかという部分ではなくね。枝葉線の部分でね、そういうふうなものには目的には合致して地域構想を守るという部分でね。そこをコミュニティバスとつなげる…（制限時間10分前のベルの音）

部分でいかがでしょうか。その部分は、考える、検討する気持ちもないのでしょうか

か。

そこについてちょっと詰めたいのですが、もよろしくお願いします。(寅谷議員着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ。(総合政策課長起立)

寅谷議員の再質問にお答えいたします。

一部を今のコミュニティバスからデマンドタクシーに至急できないのかというご質問になるのかなと思ってございますけども。

これにつきましても、町長の答弁にございましたとおり、その会議の中で色んなご意見がございます。タクシーをやるにあたって、町民の声を聞くとデメリットもあるということです。

それから実際やるとすれば、事業者のヒアリングというのもございます。こちらが対応できるのかどうかという部分もございますので、そういうのを加味して今の1年前の再編になっているということですから。

今後はまた、再編にあたっては利用者からのデータ、声を聞きながらですね。また、高齢者の意見も聞きながら、対応するということになるかと思えます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○議長(林貢君) 以上で2番、寅谷正君の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(林貢君)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は12月11日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後0時26分)

令和2年第7回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和2年12月11日(金曜日)

令和2年第7回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和2年12月11日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号 階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 2 号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5 号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 号 階上町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7 号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8 号 令和2年度階上町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 10 議案第 9 号 令和2年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第 11 号 令和2年度階上町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第 10 号 令和2年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 議案第 12 号 令和2年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 14 議案第 13 号 はしかみハマの駅あるでい～ばに係る指定管理者の指定について
- 日程第 15 陳情第 1 号 学校給食の無償化」をもとめる陳情

日程第 16 議会案第 1 号 「学校給食の無償化」をもとめる意見書

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1 番	下 沢 育 男 君	2 番	寅 谷 正 君
3 番	荒 谷 憲 輝 君	4 番	大 下 修 君
5 番	小 松 雅 彦 君	6 番	上 道 二 三 男 君
7 番	長 根 岩 夫 君	8 番	森 榮 吉 君
9 番	濱 谷 貴 樹 君	10 番	松 尾 國 治 君
11 番	百 目 木 和 俊 君	12 番	大 江 和 夫 君
13 番	郷 州 公 典 君	14 番	林 貢 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	沼 沢 範 雄 君
教 育 長	丸 岡 博 君	総 務 課 長	野 沢 雅 浩 君
総合政策課長	濱 浦 幸 夫 君	税 務 課 長	佐 京 実 君
町民生活課長	日 影 百合子 君	健康福祉課長	長 根 清 子 君
産業振興課長	引 敷 林 広 貴 君	建 設 課 長	上 静 志 君
教 育 課 長	濱 浦 孝 子 君	会 計 管 理 者	澤 田 充 君

農業委員会 地代所 誠 君 代表監査委員 三上孝八 君
事務局 長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 西山圭一 君 庶務 G L 下平有香 君
総務課主査 花生智紀 君

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（林貢君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（林貢君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
12 月 8 日、本定例会の会議録署名議員として 13 番 郷州公典君を指名いたしましたが、体調不良により昨日の本会議を欠席でありますので、新たに会議録署名議員として 1 番 下沢育男君を指名いたします。
-

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

- 議長（林貢君） 日程第 2、議案第 1 号 階上町議会議員及び階上町長の選挙運動の公営に関する条例の制定についての件を議題といたします。
これより質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）
質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。
討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）
討論なしと認めます。
これより、議案第 1 号 階上町議会議員及び階上町長の選挙運動の公営に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第3、議案第2号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び階上町附属機関に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第4、議案第3号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第5、議案第4号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第6、議案第5号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を

改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 階上町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第7、議案第6号 階上町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 階上町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第8、議案第7号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第7号 階上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第9、議案第8号 令和2年度階上町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○1番（下沢育男君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 1番、下沢育男君。（下沢議員起立）

○1番（下沢育男君） 令和2年度補正予算書説明書の中のほうで、質疑をいたしたいと思います。

まず最初に、4ページ、16款2項1目総務費県補助金のところですけども、消費

者行政推進事業費についてということで項目があります。内容、目的等ちょっと分かりませんのでお伺いいたしたいと思います。

2つ目は、同じく補正予算書説明書7ページ、2款7項12目総務費、特別定額給付金事業費についてということで、この事業は令和2年4月27日基準日として、給付金対象額13,325人、対象世帯5,986世帯。給付金額については、対象者×10万円ということで、13億3,250万の予算でした。ほぼ100%給付しているということで聞いております。

質問は、事業費の事務費についてですけれども、当初は約2,440万円の予算でしたが、実績のほうは約985万6千円と半減となっておりますが、この理由をお伺いいたしたいと思います。

2点の質問となります。お願いいたします。(下沢議員着席)

○町民生活課長(日影百合子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 町民生活課長、日影百合子さん。(町民生活課長起立)

○町民生活課長(日影百合子君) それでは、下沢議員のご質問にお答えいたします。

消費者行政推進事業費についてでございます。この事業名は、消費者問題解決力の評価に関する事業で、県の補助事業でございます。

事業内容は、住民の安心安全な暮らしの実現を図るため、消費者被害等の相談体制の充実や消費生活センターとの連携を図るための事業となっております。

今回の減額は、教育委員会と共催で開催予定としておりました、消費生活に関する講演会がコロナ感染拡大防止のため中止となったため、減額するものでございます。

歳出につきましては、説明書の12ページ、こちらの説明書の12ページの10款4項2目社会教育活動費、教育課の予算を減額補正させていただいております。

以上でございます。(町民生活課長着席)

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長(濱浦幸夫君) ハイ。(総合政策課長起立)

それでは、下沢議員の2点目のですね、特別定額給付金事業の事務費の減額についてのご質問にお答えいたします。

この給付金事業につきましては、本町は8月14日で受付を終了し、8月の28日に給付完了となったところでございます。

この給付のための事業費、及び事務費に係る財源については、全額国庫補助となっております。

今回の補正予算の内容につきましては、事業完了に伴う精査により減額となったものでございます。

議員ご案内のとおり給付実績につきましては、世帯割合は99.8%、それから人数割合にして、99.9%ということで約100%に近い形になっているところでございます。

ご質問の事務費につきましては、こちらで想定していたよりもですね、町民の方々の申請が5月の中旬から6月上旬に集中したことで、作業期間が短縮されたこと。それから、申請書の読み取り作業を委託したことによって、作業が効率的に行われたことで職員の時間外手当や消耗品費がですね、想定よりも少なくなったことによるものでございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○1番(下沢育男君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 1番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○1番(下沢育男君) ハイ、大変ありがとうございました。大変すみません、先ほども席番と氏名を言いませんでした。申し訳ございません。1番、下沢育男です。

まず消費者行政の推進につきましては、細かいところまでご説明いただきありがとうございました。

2番目の特別定額給付金については、ちょっと確認したいことがありまして。事業費につきましても、国のほうでは一応世帯数×1,871円、約1,120万円と全自治体共通924万1千円の約2,044万円ということで、その半分くらいは実績で載ってましたが。国のほうの見積もりにつきましてはですね、内訳を見ますと先ほど説明のあった人件費、消耗品、通信費、機器借上料などすべてにおいて減少しております。それで先ほどの世帯数×1,871円分がほぼ実績の金額と同等ということだったんですけども、国の試算ではこの全自治体共通金というのがちょっと浮いたような形でしたので、これが予備費のようなもので来たものか。それとも先ほども説明

あったように、職員が事務の効率化を図り努力していただいた結果ですということもあったようですけども、そうであれば職員の方に感謝申し上げたいと思います。

そのことを再質問として、以上質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(下沢議員着席)

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 総合政策課長、濱浦幸夫君。

○総合政策課長（濱浦幸夫君） ハイ。(総合政策課長起立)

それでは、下沢議員の2点目のご質問にお答えしたいと思います。

これにつきましては、国庫補助金ということで全額こちらに入ってくるという形になります。

それで、当初の事務費の考え方ですけども、議員ご指摘のとおり全自治体共通で皆さんにご説明した924万1千円入ってきます。

それから、世帯数×1世帯当たり1,871円ですよという、こう目安でございました。ただし、これはやっぱりあの国庫補助金ということで、国からの全額補助の理由等もでございます。実際私ども使った金額が先ほどの金額、実績になりますので、こちらのほう共通の金額まで満たなかったということで精査して、返還ではないんですけども、精査するという形になります。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○議長（林貢君） ほかに、質疑ありませんですか。

○12番（大江和夫君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 12番、大江和夫君。(大江議員起立)

○12番（大江和夫君） 12番、大江でございます。

私も予算書説明書の中の質問したいと思いますが、9ページ、1番下の7款の商工費でございますが、210万ほどの予算において50万ほど減額になっておりますが、その中で東北デスティネーションキャンペーン負担金というのがございます。

この項目的には負担金補助及び交付金となっておりますが、どのような事業なのか。そして結果的にどのようなメリットが出ているのか。その辺を簡単に結構です。

お聞かせ願えればと思います。(大江議員着席)

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 産業振興課長、引敷林広貴君。

○産業振興課長(引敷林広貴君) ハイ。(産業振興課長起立)

それでは大江議員のご質問にお答えをいたします。

東北デスティネーションキャンペーンの事業内容についてでございますけれども、このキャンペーンは地方自治体などがJR社と協力いたしまして、全国の旅行会社などの協力を得ながら、令和3年4月から9月にかけて集中的に宣伝販売を展開する大型観光キャンペーンであります。

今回のこのキャンペーンは、東北6県と北海道道南のエリアで展開され、各県と北海道が連携して進められております。

それでこの実施主体でございますが、東北デスティネーションキャンペーン推進協議会でございますして、各県、市町村が会員となりまして負担金を納入して進めているものでございます。

このキャンペーンのメリットということでございますけれども、旅行商品を手掛ける大手旅行会社の方々に直接町の魅力を売り込むことができまして、情報発信や誘客に結び付くと考えられます。

当初はですね、各市町村が負担するということでございましたが、県の市町村振興協会が全額負担するということとなったために、今回全額減額をするものでございます。

説明は以上でございます。(産業振興課長着席)

○議長(林貢君) ほかに、質疑はありますか。

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) 7番、長根です。

予算説明書の6ページお願いします。2款2項2目徴税費であります。8万2千円ほど増額になっておるようです。

この項目では、総額 9,569 万 6 千円となっておりますが、税徴収のために必要な滞納管理システムや土地評価委託料などの外部委託料やコンビニ収納委託などもその中に入っていると思っております。

大部分の委託契約は完了しているように思いますので、徴税費に係る業務の実施状況などについて伺っておきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。(長根議員着席)

○税務課長(佐京実君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 税務課長、佐京実君。(税務課長起立)

○税務課長(佐京実君) それでは、長根議員にお答え申し上げます。

税務課における賦課徴収のために必要な外部委託等につきましては、業務に支障をきたさないよう早期の契約締結による事務執行に努めているところでございます。

土地評価委託につきましては、令和3年度評価替えに向けたもので履行期限を令和3年3月までとしております。

滞納管理システムにつきましては、導入委託料の支払いを5年間としておりましたが、9月末でその契約は終了しております。

コンビニ収納につきましては、本年度より運用を開始しておりますが、システム使用の賃貸借契約を令和4年度までの長期継続契約としているところでございます。

以上でございます。(税務課長着席)

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、7番、長根です。

コンビニ収納等は5年度まで長期の契約をなされているということでございましたが、今年度は新型コロナウイルス等の影響も大きいということで八戸市などでは20億円ほどの減収となるというふうな報道もなされていたようであります。

当町における税込確保のためには、これら徴税費に係る業務についても担当課で早期に解決されるように努力をされているということであります。

徴収率向上のためにも、今後とも努めて、職員の担当課の方々にはご努力を願えればと思っております。

ありがとうございます。質問を終わります。(長根議員着席)

○議長(林貢君) そのほかに、質疑ありませんか。

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 3番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

○3番(荒谷憲輝君) 3番、荒谷憲輝です。

予算説明書の10ページ、8款5項6目アスナ公園管理費約77万と、7目ふるさと河川公園管理費の約、同額ですが77万の減額理由をお伺いいたします。

また、先の定例会で駐車場、トイレ等を整備されている町管理の遊具が整備されている公園は3か所と聞いておりますが、つくしヶ丘団地公園の遊具撤去も工事されたとのことで皆無に等しいと考えられ、公園使用の稼働等を踏まえ町全体のバランスを考えれば、ふるさと河川公園は山手、つくしヶ丘団地公園は中央、アスナ公園は浜手となり、一定のエリアをカバーできると考えますが、遊具の新設の考えがないのかお伺いいたします。

2つ目に予算説明書11ページ、10款1項3目学校財産管理費の小中学校補修等工事約175万とありますが、先の全協でことば学級の通級のための改修工事と説明がありましたが、通級の目的と支援内容、対象者の基準と対象者の人数、通級の期間等をお伺いいたします。(荒谷議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは荒谷議員の質問にお答えいたします。

河川公園、それからアスナ公園、それからつくしヶ丘団地ですか、こちらの遊具撤去の件でございますけども、今回入札を行った結果減額したものでありますけども。河川公園、それからアスナ公園の遊具は撤去、それからつくしヶ丘団地は全部撤去ではなく一部残っております。

今後の件でございますけども、遊具について無くなって希望の声等もございますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。(建設課長着席)

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 教育課長、濱浦孝子さん。（教育課長起立）

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ、それでは私のほうからはことばの教室関連のご質問にお答えいたします。

まず初めに、特別支援教育について説明させていただきます。平成19年度に学校教育法が改正され、盲学校、聾学校、養護学校が障害種別を超えた特別支援学校に一本化されました。

また、小中学校等においてLD、ADHD等を含む障害のある児童生徒に対して、適切な教育を行うことが明確になりました。LDとは学習障害、ADHDは注意欠陥多動性障害のことをいいます。特殊教育や、特殊学級という名称は特別支援教育、特別支援学級に改められました。

令和3年4月より、赤保内小学校にことばの教室を開設するわけですが、言語障害だけではなくLD、ADHDの子も対象となります。

通級による指導とは、障害による学習上、または生活上の困難の改善、克服を目的とする自立活動が中心となり、週1時間から週8時間以内が標準とされております。

また、通級も1年ごとに見直しますが、その子の持つ障害の程度や親の送迎都合等により、通級時間や期間は個々に異なります。

町内小中学校や県立の特別支援学校の先生、町の保健福祉課保健師等で構成される教育支援委員会というのがございまして、その中で来年就学する支援を要する園児や小中学校に在籍する支援を要する児童生徒について、通級指導が必要かどうかを判定しております。その中で保護者が同意したものが通級をすることになります。

これまで長きにわたり、八戸市立湊小学校、八戸市立第三中学校のことばの教室を利用してきました。しかし、通級指導が必要な児童生徒が増加している中で、町内に受け入れる教室が無いことは、かねてからの課題であり、町内に通級教室を開設すべきと特別支援教育士スーパーバイザーの方からもご意見をいただき、町内各所からの通級の利便性を考え、中央である赤保内小学校に決定したところでございます。春からの通級予定は約10名となっております。

以上でございます。（教育課長着席）

○3番（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 3番、荒谷憲輝君。（荒谷議員起立）

○3番（荒谷憲輝君） 公園管理費の件でございますが、前向きに検討いただくということでよろしく願いいたします。遊具の新設にあたっては、全年齢が利用できる健康遊具を含んだもの、公園の整備は東部小学校閉校に伴う遊具の安全性を担保された上での再利用も考えられると思いますが、各種遊具の活用で健康維持やバランス感覚、全身運動などを得られることや人や地域のコミュニケーションも図れることと思いますので、強く要望いたします。

学校財産管理費の件でございます。子ども達の課題に取り組んでいただいておりますことありがとうございます。また、丁寧なご説明ありがとうございました。

言語だけではなく発達に障害がある方の適切な支援とありましたが、個々の程度による個別指導計画や教育支援計画の作成など、様々な課題を抱える子ども一人ひとりに適した学びの場所である特別な通級で、指導、支援される方の資格を含む条件や人員の確保、また処遇をお伺いいたします。（荒谷議員着席）

○建設課長（上静志君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 建設課長、上静志君。（建設課長起立）

○建設課長（上静志君） ハイ、荒谷議員のご意見等、今後参考にしましてですね、検討の1つの中に入れてってまいりたいと思っております。

ありがとうございました。（建設課長着席）

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 教育課長、濱浦孝子さん。（教育課長起立）

○教育課長（濱浦孝子君） ハイ、それでは荒谷議員の再質問にお答えいたします。

小学校の通級教室ですので、小学校の教員免許が必要となります。対象児童 13人に対して、1人県から職員が加配となりますけども、必ずしもその職員が配置されるというわけでもなく、4月からは赤保内小学校に配置された教員のうちから特別支援教育に精通した教員という方が通級指導を行うこととなります。

なお、中学校につきましては、これまでどおり八戸市の三中に通級することにな

ります。

以上でございます。(教育課長着席)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 3番、荒谷憲輝君。(荒谷議員起立)

○3番(荒谷憲輝君) ハイ、支援される方が赤保内小学校の教諭であるということは、身近に子ども達を支援できるということでは、大変心強いと思います。

町内全体の児童生徒を対象とされていると思いますが、特別な通級のためのPR、窓口をお伺いいたします。

また、通級にあたっては、プライバシー保護の観点から対策を講じられているのであれば、お伺いいたします。

このことばの教室では、発声だけに関わるのではなく思考や社会性の発達、心理的問題や人間形成にも深く関わり、進級や就職、いずれは社会生活につながるものと考えますので長期的な視点に立ち、教育、医療、福祉の連携のもと、一貫した支援をお願いして、質問を終えます。ありがとうございました。(荒谷議員着席)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 教育課長、濱浦孝子さん。(教育課長起立)

○教育課長(濱浦孝子君) ハイ、それでは荒谷議員のご質問にお答えいたします。

PR等につきましては、町内の小学校及び保育園に対しましてチラシで開設をお知らせしております。通級の問い合わせは、赤保内小学校、または教育委員会へご案内しております。

また、町内全ての学校から、先ほど申し上げました教育支援委員会に属しておりますので通級指導教室につきましては、周知されております。

プライバシー対策といたしまして、赤保内小学校の教師用の玄関から出入りし、場所は現在の1年1組で玄関入ってすぐの部屋となります。なるべくほかの人と接しないようにという配慮のもとです。また、ことばの教室という表示も他の特別支援学級のように、例えばかがやきとか、うぐいすとかというような名称に変更する予定でございます。

支援委員会等でも協力しながらやっているように、教育委員会だけではなく小中

学校、保育園、あと町の保健福祉課保健師等ともこれからも連携しながら支援していきたいと思っております。

以上でございます。(教育課長着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第8号 令和2年度階上町一般会計補正予算(第5号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号及び議案第11号一括議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) この際、日程第10、議案第9号 令和2年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件、及び日程第11、議案第11号 令和2年度階上町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件、2件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第9号 令和2年度階上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件及び、議案第11号 令和2年度階上町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。(建設課長起立)

◎議案第 10 号及び議案第 12 号一括議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） この際、日程第 12、議案第 10 号 令和 2 年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）の件、及び日程第 13、議案第 12 号 令和 2 年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の件、2 件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○4 番（大下修君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 4 番、大下修君。（大下議員起立）

○4 番（大下修君） 4 番、大下修です。

補正予算の説明書の 29 ページ、1 款 分担金及び負担金、1 項の分担金及び負担金ですけれども、200 万増加しておりますけれども、公共下水道事業受益者負担金及び分担金がですね。この 200 万というのは、何名分にあたるのでしょうか。

それとですね、全体的な進捗状況、下水道事業のですね、はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。（大下議員着席）

○建設課長（上静志君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 建設課長、上静志君。（建設課長起立）

○建設課長（上静志君） ハイ、それでは大下議員のご質問にお答えいたします。

受益者負担金につきましては、土地の区画一筆ごとに算定して、1 人で複数の箇所を負担している場合、それから整備年度等で算出しておりますので、町としましては件数で実際は管理しております。

負担する際には分割、一括等の納付の選択ができて、一括納付された方が補正予算算定時ではですね 39 件、これ調べましたところ 39 名ございました。

今回の補正はその分、予算よりも収入額が上回ったため一般会計の繰入金を減額

するというところでいったものでございます。

それから進捗率、こちらは整備面積のほうで、9月の主要施策の説明の際にもありましたけれども。進捗率は、元年度末ですけれども、71.6%ということになっております。

以上です。(建設課長着席)

○4番(大下修君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 4番、大下修君。(大下議員起立)

○4番(大下修君) ありがとうございます。

いずれにしても、この負担金、分担金、また下水道料金につきましては、重要な財源とっておりますので、今後とも徴収業に力を入れて取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。(大下議員着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑ありませんか。

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番(長根岩夫君) ハイ、7番、長根です。

予算説明書の30ページ、3款1項1目公共下水道でございますが、委託料の2点について質問をさせていただきます。

1つ目の効率的整備計画策定委託料504万5千円ほどが、減額となっております。今回の補正で初めて示された名称であるかと思っておりますが、この委託の内容についてであります。平成26年に国が作成した持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルに即した委託ではないかと思っておりますが、これは現在の認可区域だけではなく、下水道計画全体の区域の対象したものであるかと思っておりますが、委託内容の詳細を伺っておきたいと思っております。

また、この委託成果は都市計画マスタープランとの整合性も必要となるかと思っております。早期に発注し、成果品としてまとめる必要があるのではないかとと思っておりますが、次年度の対応として可能であるのか確認をしておきたいと思っております。

2つ目ですが、工事設計監督委託料 103万6千円ほどの増額ですが、これらの委託業務では通常設計と積算業務をセットとしているようですが、監督業務はまた別途発注するのが通例ではないかと思っておりましたが、この委託料には名称のとおり監督業務は含まれているのか、一応の確認をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。(長根議員着席)

○建設課長(上静志君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 建設課長、上静志君。(建設課長起立)

○建設課長(上静志君) ハイ、それでは長根議員の質問にお答えいたします。

1つ目の効率的整備計画策定委託料の件でございますけども、平成9年にですね、青森県全県域汚水処理適正処理構想を策定し、下水道それから集落排水等、こちら効率的な整備を行うためにする構想ですけども、町も関連しまして、階上町汚水処理施設整備構想というものを作成しております。

集合処理が効率的にできるものを計画しているというところでございます。

5年ごとに県のほうの見直しに合わせまして、行っており、平成27年度に町のほうでもこの作業を行っております。

先ほどの26年のマニュアル、こちらのほうを踏まえた上で作成しているというものでございます。

マスタープランとの関連でございますけども、マスタープランは都市づくりの理念等を定めるものでありますので下水道事業等のほうは対応等は可能というふうに考えております。

それから、2点目の工事設計監督委託料の件でございますけども、町のほうでは設計はコンサルさん等に、それから積算等は工事の単価とか色々出ますので、特別な専門の業者さん等と分離したような形で発注をしております。

監督につきましては、町の職員が行っておりまして、現場等で問題点等が生じた場合にはそちらのほうに相談するというふうなことを行っているというものでございます。

以上です。

○7番(長根岩夫君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 7番、長根岩夫君。(長根議員起立)

○7番（長根岩夫君） ハイ、ありがとうございました。

効率的整備計画策定委託料については、県ごとの整備として取りまとめられるということのようでありまして、また都市計画マスタープランとは、直接的に整合することはないというふうなお答えであったように聞いたように思います。であります、都市経営の観点ということからいきますと、どうしても公共下水道等、あるいは合併浄化槽等の処理による区域の見直し等がテーマであるかと思っておりました。そういうことで下水道区域が縮小するというふうなことにもなるのではないかと思っておりました。将来的な管理経費が不足をするということもあり、検討課題もあるのではないかと思っておりました。町民にとりましても、公共下水道等が早期に完成をするということが待たれるわけではありますが、効率的整備に係る委託業務は早期に取りまとめる必要があるように思っておりましたので、お考えを伺っておきたいと思えます。

また、工事設計監督委託料ですが、下水道の先進地であり下水道歩掛を担当しているところは、東京都、あるいは神奈川では横浜市と川崎市。3つの大きな都市がこの公共事業の担当者として、積算基準の作成にあっているようではありますが、そういう中でも専任の設計積算基準担当者を置き、あるいは監督員も複数置くというふうな業務分担をしている。この大きな要因としては、1人の方の責任に、あるいは権限において設計変更はできないようにするというふうなことであるかと思っておりました。そういう意味で今後とも委託業務として、積算業務と監督業務委託業務は別途に発注をされ、対応されるのが好ましいのではないかと思っておりましたので、そのあたりは希望をしておきたいと思えます。

以上、お答えをいただいて質問を終わりたいと思えます。お願いいたします。（長根議員着席）

○建設課長（上静志君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 建設課長、上静志君。（建設課長起立）

○建設課長（上静志君） ハイ、先ほどの私のほうの答弁に少し足りないものがあったかと思っております。

マスタープランとの関連でございますけども、都市づくりの理念等、マスタープランでうたいますけども、こちら下水道事業というふうなものも関連はありますので。ただ、下水道事業との対応は可能かということでは、可能というふうに考えており

ます。なのでこちらのほうそういうふうに答弁させていただきます。

2回目の再質問の件でございますけども、効率的下水道事業の早期にまとめる必要性ということでございますけども、今年度策定予定でございましたけども、県のほうは以前からですね、汚水処理の広域化。町村間を越えたような広域化。それから、業務の共同化というふうなところも踏まえた計画を進めておりまして、その計画を含めた形の汚水処理構想とすることの方針となりまして。町のほうでも県のこの計画の意向等を同時に行うことが効率的であるというふうに判断して、今回減額して次の整備の時には歩調を合わせた形でやりたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の工事監督料でございますけども、現在町のほうでは工事につきましては、主担、副担という形で連携をとって執行しているところでございます。議員案内の件につきましては、職員間で対応できるものかどうか、それから費用等この辺を十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。(建設課長着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第10号 令和2年度階上町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の件、及び議案第12号 令和2年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件、2件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号議題、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第14、議案第13号 はしかみハマの駅あるでい〜ばに係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○4番（大下修君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 4番、大下修君。（大下議員起立）

○4番（大下修君） ハイ、1点だけ質問させていただきます。

4番、大下修でございます。

はしかみふるさとラボと契約するにあたってですね、指定管理料はいくらになる予定ですか。

以上、よろしく申し上げます。（大下議員着席）

○産業振興課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 産業振興課長、引敷林広貴君。

○産業振興課長（引敷林広貴君） ハイ。（産業振興課長起立）

それでは大下議員のご質問にお答えをいたします。

ラボに指定管理する場合の予定額というご質問でございますけども、指定管理料の算出につきましては、今までも議会のほうでもご説明しております必要な維持経費の総額から、火災保険料、自動車共済など町が負担すべき費用の町負担経費を差し引き、また売り上げから充当する額を差し引いて算出した金額を想定しております。

また現在のですね、経営がまだ安定していないということや今後新たな消費税の負担が出てくることなどから、今までと同額の3千万円を予定をしているところでございます。

以上です。（産業振興課長着席）

○4番（大下修君） ハイ、議長。

○議長（林貢君） 4番、大下修君。（大下議員起立）

○4番（大下修君） ハイ、4番、大下修です。

ありがとうございます。

ぜひですね、経営が安定するように運営していただき、指定管理料の通減にも努めていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。(大下議員着席)

○議長(林貢君) ほかに質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第13号 はしかみハマの駅あるでい〜ばに係る指定管理者の指定についての件を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号議題、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(林貢君) 日程第15、陳情第1号 学校給食の無償化をもとめる陳情の件を議題といたします。

陳情第1号は、教育民生常任委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

○教育民生常任委員長(森榮吉君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 森委員長。(森委員長登壇)

○教育民生常任委員長(森榮吉君) それでは、陳情第1号審査結果についてご報告申し上げます。

本定例会において、教育民生常任委員会に付託されました陳情第1号「学校給食の無償化をもとめる陳情」について、昨日、委員会を開催し、法令上問題なく、公益上の観点から合理的で願意が妥当であるかなどを判断基準として、陳情事項及び理由について、その内容を慎重に審査いたしました。

委員会において採決した結果は、お手元に配布されております陳情審査報告書のとおり、「採択」と決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（林貢君） 以上で、委員長の報告を終わります。

委員長は、そのままお待ちください。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

森委員長は、降壇願います。（森委員長降壇）

これより陳情第1号について討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、陳情第1号 学校給食の無償化をもとめる陳情の件を採決いたします。
お諮りいたします。

この陳情は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議会案第1号議題、質疑、討論、採決

○議長（林貢君） 日程第16、議会案第1号 学校給食の無償化をもとめる意見書の件を、議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議会案第1号は、議員発議でありますので、提案理由の説明、質疑及び討論は、省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明、質疑及び討論は、省略することに決定いたしました。

これより、議会案第1号 学校給食の無償化をもとめる意見書の件を、採決いた

します。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(林貢君) 日程第17、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長(林貢君) 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

○議長(林貢君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

○町長(浜谷豊美君) それでは閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る 12 月 8 日開会の本定例会も本日をもって閉会となります。

議員各位には、ご提案申上げました議案につきまして、原案のとおり議決賜り厚くお礼を申し上げます。議決いただきました各議案の執行にあたりましては、慎重を期してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、これから寒さに向かいます。新型コロナウイルス禍のもと、議員各位におかれましても、さらにご自愛いただきますようご祈念申し上げ、ご挨拶といたします。

ありがとうございました。(町長降壇)

◎閉会の宣告

○議長(林貢君) これにて、令和 2 年第 7 回階上町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前 11 時 1 分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長 林 貢

会議録署名議員 大江 和夫

会議録署名議員 郷州 公典

会議録署名議員 下沢 育男